

# 第5期杉並区介護保険事業計画

(平成24年度～26年度)

平成24年3月



## 目 次

### 第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的	2
3 計画の基本理念	2
4 日常生活圏域について	2
5 計画の期間	2
6 計画策定の方法	3

### 第2章 高齢者・要介護等認定者の現状

1 高齢者の現状	
（1）高齢者人口の推移	4
2 要介護等認定者の現状	
（1）要介護等認定者の推移	5
（2）要介護度別認定者の推移	5

### 第3章 介護保険サービスの現状

1 現状の介護保険サービスの体系	7
2 要介護等認定者が利用できるサービスの種類	8
3 各介護保険サービス別の利用実績	9
4 施設サービスの利用実績	
（1）各施設におけるサービス利用状況	10
（2）給付実績と事業計画との比較	11
5 居住系サービスの利用実績	
（1）給付実績と事業計画との比較	12
6 標準居宅介護サービスの利用実績【介護給付】	13
（1）給付実績と事業計画との比較	14
7 標準居宅予防サービスの利用実績【介護予防給付】	19
（1）給付実績と事業計画との比較	20
8 地域密着型サービスの利用実績	
（1）給付実績と事業計画との比較	25
9 保険給付費・サービス費の現状	27
10 地域支援事業の現状	
（1）介護予防事業の現状	28
（2）包括的支援事業の現状	31
（3）任意事業の現状	32

## 第4章 第5期介護保険事業計画策定の考え方

1 在宅介護支援体制の充実・強化	
（1）在宅サービスの充実	34
（2）在宅療養支援体制の強化	34
（3）認知症対策の充実	34
（4）介護者支援の充実	34
（5）地域包括支援センターの機能強化	35
2 高齢者の施設・住まいの整備促進	35

## 第5章 介護保険サービス量の見込み

1 第5期介護保険事業計画におけるサービス量の推計手順	36
2 今後の人口の推計	37
3 今後の高齢者人口の推計	38
4 被保険者数の推計	39
5 要介護等認定者数の推計	
（1）要介護等認定者の推計	40
（2）要介護度別認定者の推計	40
6 サービス利用者の見込み	
（1）介護保険サービス別利用者等の見込み	42
（2）施設・居住系サービスのサービス量の見込み	43
（3）標準居宅介護サービス対象者、標準居宅サービス利用者等の見込み	44
（4）標準居宅介護サービス量の見込み	45
（5）標準居宅予防サービス量の見込み	46
（6）地域密着型サービス量の見込み	47

## 第6章 地域支援事業

1 介護予防事業	
（1）二次予防事業対象者把握事業	48
（2）二次予防事業	48
（3）一次予防事業	49
2 包括的支援事業	50
3 任意事業	50

## 第7章 介護保険事業費の見込み及び保険料

1 介護保険事業費の見込み	
（1）保険給付費の財源内訳	52
（2）地域支援事業の財源内訳	53

2	第1号被保険者（65歳以上）の保険料	5 3
（1）	第1号被保険者の保険料	5 3
（2）	保険料段階の多段階化	5 4
（3）	介護保険給付費準備基金等の活用	5 5
3	保険料の独自減免の継続	5 6

## 第8章 介護保険事業の円滑な運営を目指して

1	介護保険サービス等の適切な利用の促進	
（1）	介護サービス情報の提供	5 7
（2）	福祉サービス第三者評価の実施	5 7
（3）	相談・苦情処理体制の整備	5 7
（4）	個人情報の保護	5 8
2	介護保険サービスの質の向上	
（1）	研修事業の支援	5 8
（2）	介護人材の確保・定着支援	5 8
（3）	介護給付の適正化	5 8
（4）	指導（実地指導・集団指導）の実施	5 9
（5）	地域密着型サービス等の指定及び運営基準の策定	5 9
3	介護保険運営協議会の役割	5 9

## 資料編

1	高齢者・要介護等認定者（居宅）の現状	
	「高齢者の生活実態と意識に関する調査」	6 1
	「介護保険に関する調査」	6 3
2	日常生活圏域について	
（1）	日常生活圏域の名称	6 5
（2）	日常生活圏域図	6 5
（3）	各圏域の現状	6 6
3	今後の施設等の整備について	
（1）	施設サービス	6 7
（2）	地域密着型サービス	6 8
4	高齢者向け住まい・施設の概要	6 9
5	保険料額・保険料率の第4期計画との比較	7 1

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1 計画策定の趣旨

平成12年に介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして、負担と給付が明確な社会保険方式を導入し、保健・福祉・医療にわたる介護サービスが総合的に利用できることを目的とした介護保険制度がスタートしました。

杉並区の人口は、平成23年4月現在、538,703人、65歳以上の高齢者人口は、104,568人、人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、19.4%となっています。

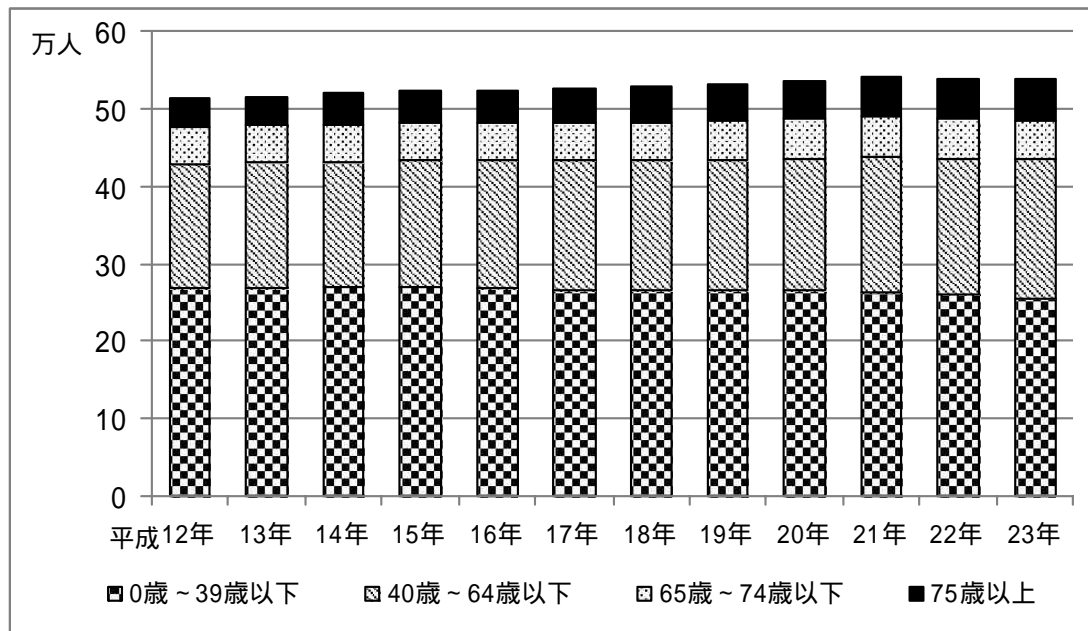
杉並区の高齢化率は、平成12年に16.5%でしたが、この11年間で約3ポイント増加しました。特に、後期高齢者（75歳以上）人口の増加が多く、平成22年以降は、前期高齢者（65歳～74歳）よりも後期高齢者の人口が多くなっています。

今後も高齢化はさらに進展し、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯や認知症高齢者も増加していくと予想され、これまで以上に保健・福祉・医療サービスの連携や高齢者を地域で支えあう仕組みづくりの充実が求められています。

介護保険サービスにおいては、高齢者人口の増加や後期高齢者割合の急増により介護保険の利用の拡大が見込まれ、事業者による適正なサービスの供給や福祉人材の確保など、サービス基盤の充実が求められています。

区としては、第5期介護保険事業計画において、上記の社会状況等の実情に対応した事業計画を策定し、介護保険事業の充実を図る必要があります。

【杉並区の人口と高齢者の割合の推移】



## 2 計画の目的

本計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画であり、介護保険サービスの利用量やサービス基盤整備の方向性、介護保険事業計画に必要な介護保険費用及び保険給付費、第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の介護保険料等を定め、介護保険事業を計画的かつ効率的に実施するために策定するものです。なお、本計画以外の高齢者に関する施策については、平成 24 年度に策定する「保健福祉計画」において定める予定です。

## 3 計画の基本理念

区は、人権擁護を前提とした「高齢者の自立支援」を介護保険事業の基本理念としています。この理念に基づき、本計画では、高齢者が尊厳を保持し、生きることが真の喜びになるように、高齢者が持てる能力を生かし、自らの意思で介護保険サービス等を選択しつつ、地域のなかで自立した生活を送ることができるよう支援することに努めます。

## 4 日常生活圏域について

杉並区における 7 つの「日常生活圏域」ごとの高齢化率、要介護等認定率、実態調査等を分析すると各圏域ごとで大きな差は見られないため、第 5 期介護保険事業計画では杉並区を 1 つの圏域として考え、事業計画を策定します。なお、地域密着型サービスである「認知症対応型共同生活介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型通所介護」の整備については、できるだけ各圏域ごとにバランスよく開設できるよう整備を進めます。

（圏域については、資料編 P 65 参照）

## 5 計画の期間

本計画は、第 3 期計画（平成 18 年度から 20 年度）・第 4 期計画（平成 21 年度から 23 年度）の延長線上に位置づけられ、第 5 期計画として、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間に計画期間とします。

【計画の期間】

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
第 3 期事業計画								
		見直し	第 4 期事業計画					
					見直し	第 5 期事業計画		
								見直し

## 6 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、高齢者や要介護者の生活の実態を的確に把握するとともに、被保険者である区民の意見を介護保険事業計画に反映させる必要があるため、下記の取り組みを行います。

### 杉並区介護保険運営協議会における検討

杉並区における介護保険事業に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区介護保険運営協議会を設置しており、同協議会の審議内容を踏まえて第5期介護保険事業計画として策定します。

### 被保険者等の意見反映のための取り組み

介護保険運営協議会の意見等を踏まえ、区として計画の案をとりまとめた段階で公表し、意見募集を実施し、議会、関係団体、被保険者を含む区民から意見を求めました。

区民等の意見提出手続き 平成23年12月1日～12月30日

### 高齢者・要介護者の実態把握

#### 「高齢者の生活実態と意識に関する調査」

- ・調査対象 杉並区在住の60歳以上の区民から無作為抽出した5,100人
- ・調査方法 郵送配布、郵送回収
- ・調査期間 平成22年9月6日～9月30日
- ・回収結果 回収数(票): 3,564件(回収率69.9%)

#### 「介護保険に関する調査」

- ・調査対象 要支援・要介護認定者のうち、施設サービス受給者を除いた第1号被保険者から無作為抽出した4,544人
- ・調査方法 介護保険相談員(民生委員)による訪問配布、訪問回収
- ・調査期間 平成22年10月14日～11月30日
- ・回収結果 回収数(票): 3,373件(回収率74.2%)

上記2つの調査の主な結果については、資料編(P61～P64)参照

## 第2章 高齢者・要介護等認定者の現状

### 1 高齢者の現状

#### (1) 高齢者人口の推移

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口(人)	事業計画	529,320	530,073	530,232	535,527	538,118	539,662
	実績	530,304	535,241	537,943	539,657	539,156	538,796
第2号被保険者(人) (40歳以上65歳未満)	事業計画	168,159	169,689	171,465	174,923	178,272	181,438
	実績	167,972	170,325	172,525	174,571	178,071	180,725
第1号被保険者(人) (65歳以上)	事業計画	97,029	99,128	101,052	103,623	104,549	105,450
	実績	96,912	99,459	101,784	104,094	105,119	105,722
高齢化率(%)	事業計画	18.3	18.7	19.1	19.3	19.4	19.5
	実績	18.3	18.6	18.9	19.3	19.5	19.6
前期高齢者(人) (65歳以上74歳以下)	事業計画	49,884	50,337	50,750	51,635	51,105	50,825
	実績	49,716	50,452	50,915	51,608	51,158	50,118
後期高齢者(人) (75歳以上)	事業計画	47,145	48,791	50,302	51,988	53,444	54,625
	実績	47,196	49,007	50,869	52,486	53,961	55,604

注1 総人口及び第1号被保険者数は、各年度10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録の合計数値です。

注2 第1号被保険者数(前期高齢者数・後期高齢者数)には、住所地特例者が含まれています。

注3 第2号被保険者数は、各年度1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録の合計数値です。

65歳以上の高齢者である第1号被保険者は、毎年度増加しており、平成23年度の高齢化率(65歳以上の高齢者数/総人口)は19.6%(5.1人に1人の割合)になっています。平成18年度と比較すると1.3ポイント増加しており、杉並区における高齢化は着実に進んでいます。

第1号被保険者人口のうち、前期高齢者は平成21年度をピークにやや減少し、ほぼ5万人前後で横ばいとなっていますが、後期高齢者は毎年度約1,500人~1,800人程度の増加を続けています。



## 2 要介護等認定者の現状

### (1) 要介護等認定者の推移

要介護等認定者とは、要介護認定者及び要支援認定者の合計数です

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護等認定者数(人)	事業計画	17,929	18,522	19,179	18,723	19,316	19,893
	実 績	17,628	17,734	18,240	18,924	19,736	20,812
65歳以上人口比(%)	事業計画	18.5	18.7	19.0	18.1	18.5	18.9
	実 績	18.2	17.8	17.9	18.2	18.8	19.7
第2号被保険者(人) (40歳以上64歳以下)	事業計画	574	562	600	506	519	523
	実 績	465	455	489	464	499	498
第1号被保険者(人) (65歳以上)	事業計画	17,355	17,960	18,579	18,217	18,797	19,370
	実 績	17,163	17,279	17,751	18,460	19,237	20,314

注1 各年度10月1日現在の数値です。

注2 要介護等認定者数及び65歳以上人口比には、第2号被保険者の要介護等認定者数を含みます。

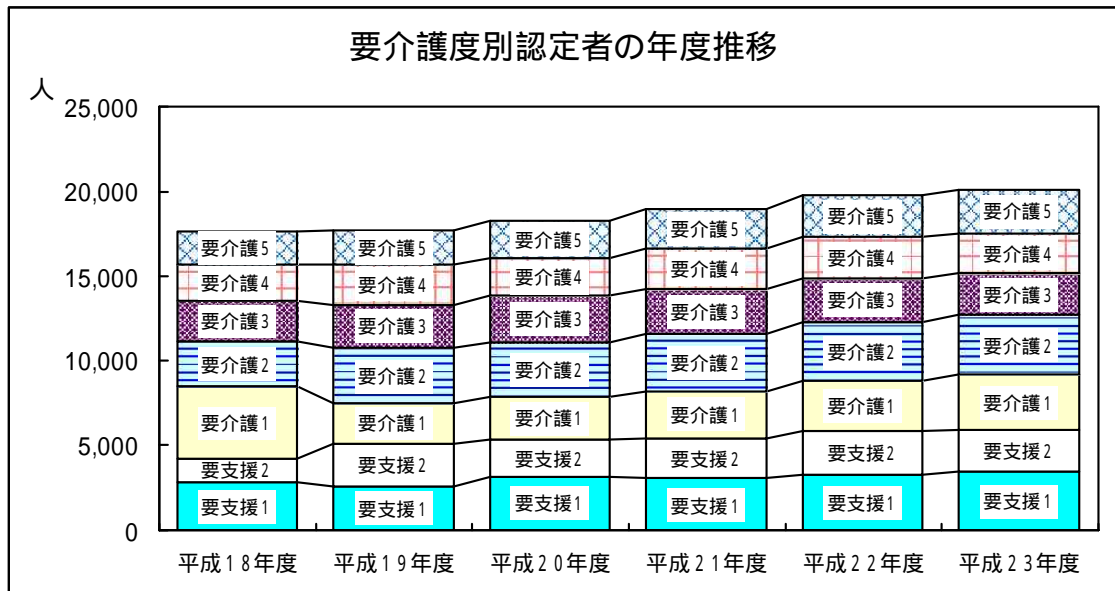
### (2) 要介護度別認定者の推移

(単位：人)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	事業計画	3,554	3,766	4,015	3,235	3,321	3,403
	実 績	2,898	2,582	3,155	3,082	3,311	3,790
要支援2	事業計画	1,799	3,749	3,949	2,254	2,316	2,377
	実 績	1,324	2,592	2,200	2,354	2,491	2,411
要介護1	事業計画	4,198	2,500	2,633	2,571	2,656	2,735
	実 績	4,309	2,317	2,506	2,802	3,047	3,546
軽度者 小 計	事業計画	9,551	10,015	10,597	8,060	8,293	8,515
	実 績	8,531	7,491	7,861	8,238	8,849	9,747
要介護2	事業計画	2,269	2,205	2,132	3,315	3,421	3,527
	実 績	2,668	3,239	3,226	3,291	3,494	3,573
要介護3	事業計画	1,967	2,002	2,005	2,809	2,907	3,001
	実 績	2,285	2,619	2,731	2,699	2,508	2,480
要介護4	事業計画	2,056	2,124	2,188	2,355	2,437	2,517
	実 績	2,169	2,295	2,295	2,396	2,417	2,425
要介護5	事業計画	2,086	2,176	2,257	2,184	2,258	2,333
	実 績	1,975	2,090	2,127	2,300	2,468	2,587
中・重度者 小 計	事業計画	8,378	8,507	8,582	10,663	11,023	11,378
	実 績	9,097	10,243	10,379	10,686	10,887	11,065
合 計	事業計画	17,929	18,522	19,179	18,723	19,316	19,893
	実 績	17,628	17,734	18,240	18,924	19,736	20,812

注1 各年度10月1日現在の数値です。

注2 平成18年度の要支援1には、経過的要介護者が含まれます。



要介護等認定者数は毎年度増加を続け、平成18年度からの実績の推移をみると、平成23年度には平成18年度より3,184人(18.1%)増加しています。また、65歳以上の高齢者人口に対する割合は19.7%になっています。

#### 第1号被保険者(65歳以上)である要介護等認定者

第1号被保険者である要介護等認定者は毎年度増加し、平成18年度からの実績をみると、平成23年度には平成18年度より3,151人(18.4%)増加し、全ての年度において前年度を上回っています。

#### 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)である要介護等認定者

第2号被保険者は、特定疾病(16疾病)が原因で介護が必要と認められることが要介護等認定の要件とされています。

第2号被保険者である要介護等認定者は、平成18年度からの実績をみると、平成23年度では平成18年度より33人(7.1%)の増となっています。

#### 要介護度別認定者の推移

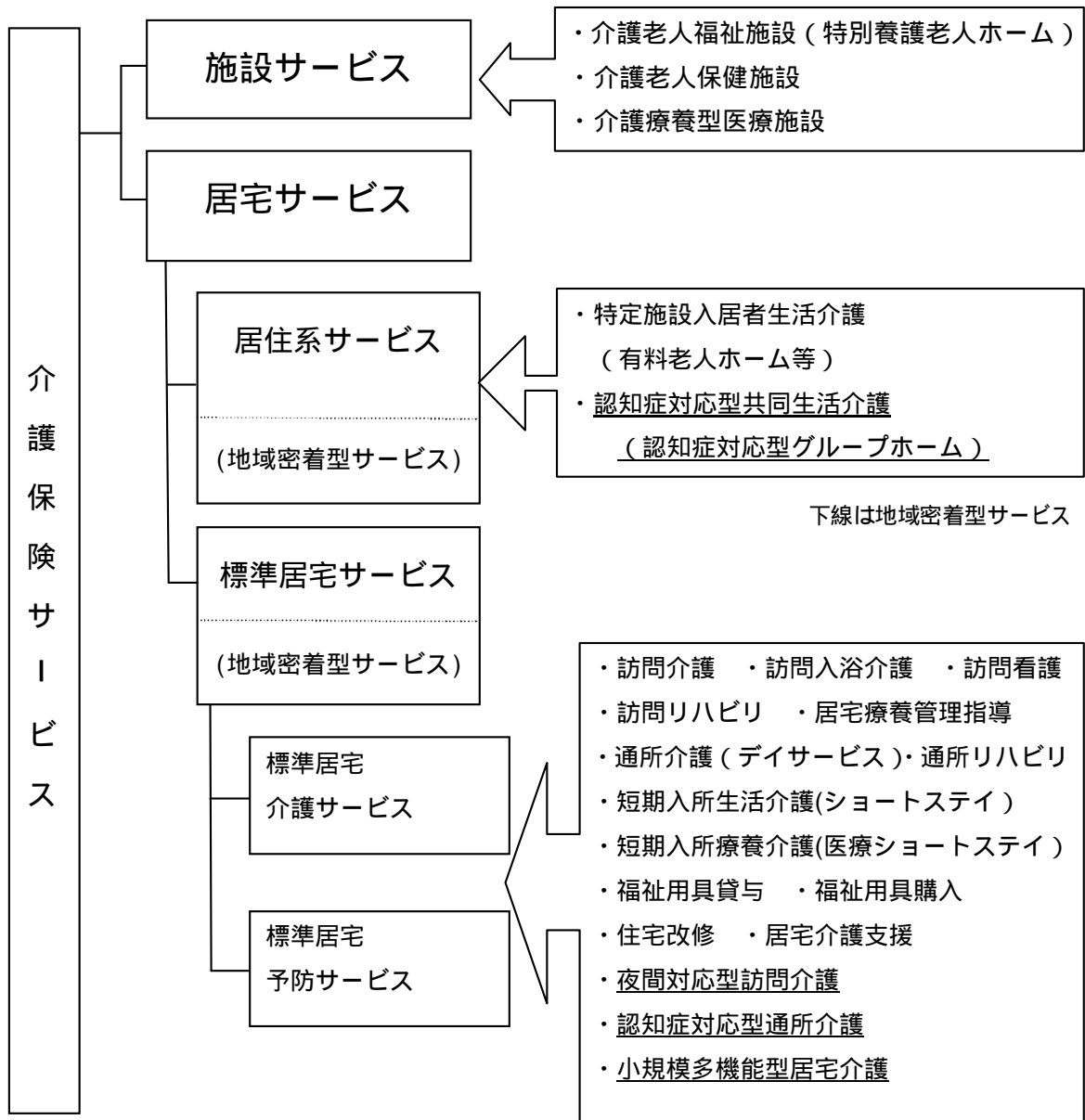
要支援1から要介護1までの軽度の要介護等認定者数の実績をみると、平成18年度から新たに区分された要支援1・要支援2の計画値が過大であったため、平成18年度から20年度までは計画値を下回る認定者数でした。第4期事業計画では計画値を見直した結果、21年度以降は計画値を上回る認定者数となっています。平成23年度の認定者数は9,747人となり、平成18年度より1,216人(14.3%)増加しています。

要介護2から5までの中・重度の要介護認定者数の実績をみると、認定者数は毎年度増加しており、平成23年度の認定者数は11,065人となり、平成18年度より1,968人(21.6%)増加しています。

平成23年度における要介護等認定者全体に占める要支援1から要介護1までの軽度の要介護等認定者数の割合は46.8%、要介護2から5までの中・重度の要介護認定者数の割合は53.2%となっています。

# 第3章 介護保険サービスの現状

## 1 現状の介護保険サービスの体系



介護保険サービスは、大きく施設サービスと居宅サービスに分類されます。このうち、居宅サービスは、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）や認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）などの居住系サービスとそれ以外の標準居宅サービスに分類されます。

さらに、標準居宅サービスは要介護認定者を対象とする標準居宅介護サービスと、要支援認定者を対象とする標準居宅予防サービスとに分かれます。

このほかに平成 18 年度の介護保険制度の改正により導入された地域密着型サービスがあり、これには施設サービス(区内には該当施設なし)、居住系サービス、標準居宅介護サービス及び標準居宅予防サービスの一部が該当します。

## 2 要介護等認定者が利用できるサービスの種類

要介護又は要支援と認定された方が利用できるサービスは下記のとおりです。

### 【介護サービス（介護給付）】

要介護 1～5 と認定された方が利用できるサービスです。

#### 施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  
介護老人保健施設  
介護療養型医療施設  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 居住系サービス

特定施設入居者生活介護  
認知症対応型共同生活介護  
(認知症対応型グループホーム)  
地域密着型特定施設入居者生活介護

#### 標準居宅介護サービス

訪問介護  
訪問入浴介護  
訪問看護  
訪問リハビリテーション  
居宅療養管理指導  
通所介護（デイサービス）  
通所リハビリテーション  
短期入所生活介護（ショートステイ）  
短期入所療養介護(医療ショートステイ)  
福祉用具貸与  
特定福祉用具購入  
住宅改修  
夜間対応型訪問介護  
認知症対応型通所介護  
小規模多機能型居宅介護  
居宅介護支援

#### 【平成24年度から開始】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
複合型サービス

#### 地域密着型サービス【再掲】

夜間対応型訪問介護  
認知症対応型通所介護  
小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護  
(認知症対応型グループホーム)  
地域密着型特定施設入居者生活介護  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
複合型サービス

### 【介護予防サービス（予防給付）】

要支援 1・2 と認定された方が利用できる介護予防を重視したサービスです。

#### 居住系サービス

介護予防特定施設入居者生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護  
(認知症対応型グループホーム)

#### 標準居宅予防サービス

介護予防訪問介護  
介護予防訪問入浴介護  
介護予防訪問看護  
介護予防訪問リハビリテーション  
介護予防居宅療養管理指導  
介護予防通所介護（デイサービス）  
介護予防通所リハビリテーション  
介護予防短期入所生活介護  
介護予防短期入所療養介護  
介護予防福祉用具貸与  
特定介護予防福祉用具購入  
介護予防住宅改修  
介護予防認知症対応型通所介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護  
介護予防支援

#### 地域密着型介護予防サービス【再掲】

介護予防認知症対応型通所介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護  
(認知症対応型グループホーム)  
複合型サービス

### 3 各介護保険サービス別の利用実績

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護等認定者数(人)	事業計画	17,929	18,522	19,179	18,723	19,316	19,893
	実 績	17,628	17,734	18,240	18,924	19,736	20,812
施設サービス利用者(人)	事業計画	2,514	2,584	2,594	2,770	2,909	3,030
	実 績	2,486	2,558	2,566	2,620	2,606	2,556
居宅サービス対象者数(人)	事業計画	15,415	15,938	16,585	15,953	16,407	16,863
	実 績	15,142	15,176	15,674	16,304	17,130	18,256
居宅サービス利用者数(人)	事業計画	11,974	12,464	13,141	12,233	13,067	13,764
	実 績	10,831	11,025	11,579	12,185	13,014	13,871
居宅サービス利用率(%)	事業計画	77.7	78.2	79.2	76.7	79.6	81.6
	実 績	71.5	72.6	73.9	74.7	76.0	76.0
居住系サービス利用者(人)	事業計画	1,078	1,155	1,261	1,785	1,944	2,083
	実 績	1,239	1,373	1,636	1,761	1,971	2,203
標準居宅サービス対象者(人)	事業計画	14,337	14,783	15,324	14,168	14,463	14,780
	実 績	13,903	13,803	14,038	14,543	15,159	16,053
標準居宅サービス利用者(人)	事業計画	10,896	11,309	11,880	10,448	11,123	11,681
	実 績	9,592	9,652	9,943	10,424	11,043	11,668
標準居宅サービス利用率(%)	事業計画	76.0	76.5	77.5	73.7	76.9	79.0
	実 績	69.0	69.9	70.8	71.7	72.8	72.7
標準居宅介護サービス対象者(人)	事業計画	9,185	7,599	7,748	8,903	9,075	9,285
	実 績	9,827	8,812	8,896	9,306	9,553	10,045
標準居宅介護サービス利用者(人)	事業計画	7,136	5,972	6,198	7,352	7,874	8,274
	実 績	7,444	6,849	6,926	7,307	7,628	8,000
標準居宅介護サービス利用率(%)	事業計画	77.7	78.6	80.0	82.6	86.8	89.1
	実 績	75.8	77.7	77.9	78.5	79.8	79.6
標準居宅予防サービス対象者(人)	事業計画	5,152	7,184	7,576	5,265	5,388	5,495
	実 績	4,076	4,991	5,142	5,237	5,606	6,008
標準居宅予防サービス利用者(人)	事業計画	3,760	5,337	5,682	3,096	3,249	3,407
	実 績	2,148	2,803	3,017	3,117	3,415	3,668
標準居宅予防サービス利用率(%)	事業計画	73.0	74.3	75.0	58.8	60.3	62.0
	実 績	52.7	56.2	58.7	59.5	60.9	61.1

注1 各年度10月分の数値です。

注2 施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設における利用者人数です。

注3 居宅サービス対象者は、要介護等認定者から施設サービス利用者を差し引いた人数です。

注4 居宅サービス利用者数は、実際に居宅サービス(訪問介護等の居宅を対象としたサービスまたは居住系サービス)を利用している人数です。

注5 居住系サービスとは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用者人数です。(介護予防を含む)

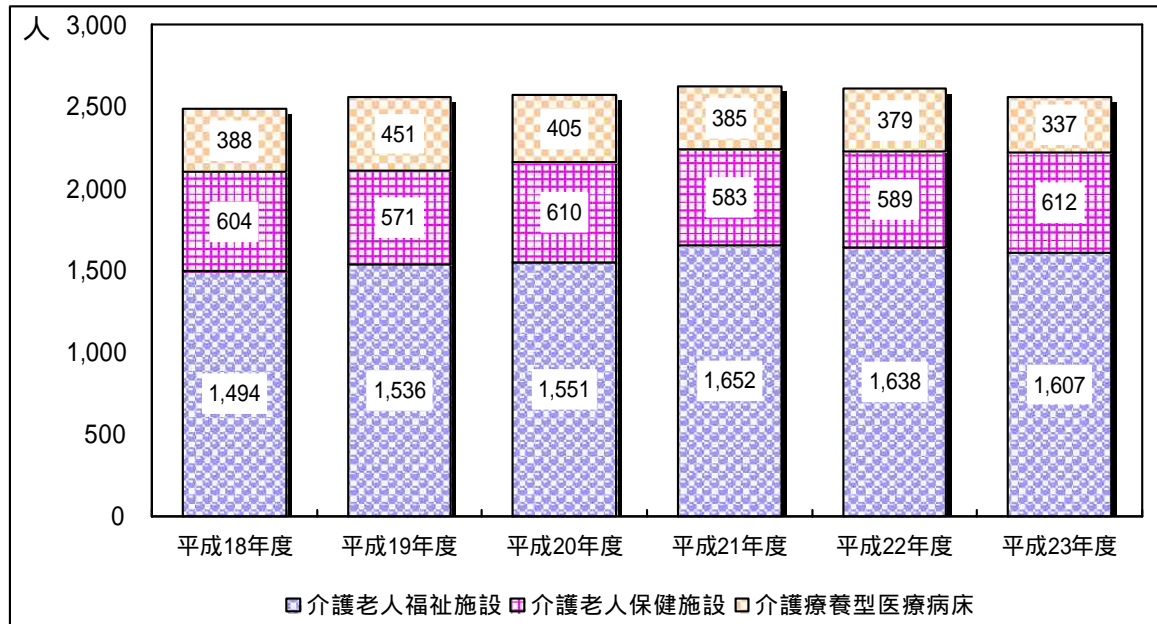
注6 標準居宅サービス対象者は、居宅サービス対象者から居住系サービス利用者を差し引いた人数です。

#### 4 施設サービスの利用実績

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設(人)	事業計画	1,485	1,515	1,515	1,758	1,855	1,975
	実 績	1,494	1,536	1,551	1,652	1,638	1,607
介護老人保健施設(人)	事業計画	579	615	622	645	697	782
	実 績	604	571	610	583	589	612
介護療養型医療施設(人)	事業計画	450	454	457	367	357	273
	実 績	388	451	405	385	379	337
合 計	事業計画	2,514	2,584	2,594	2,770	2,909	3,030
	実 績	2,486	2,558	2,566	2,620	2,606	2,556

注1 施設サービスの数値は、10月利用分の数値です。

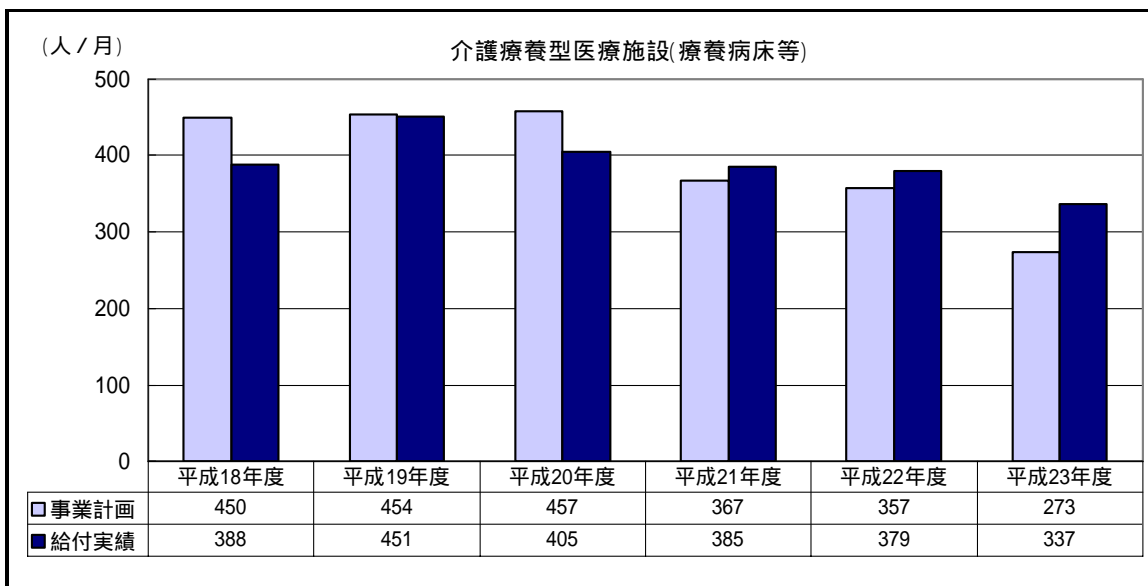
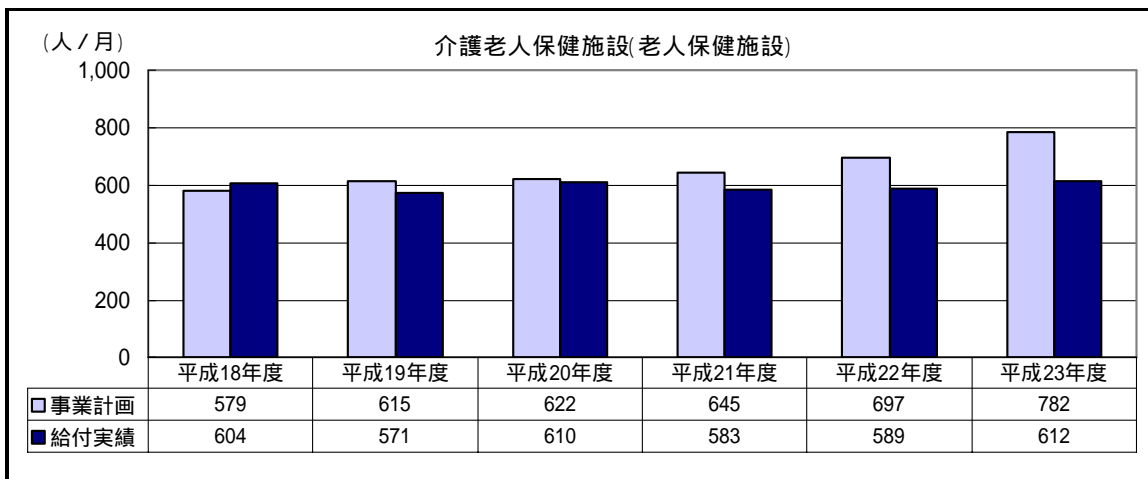
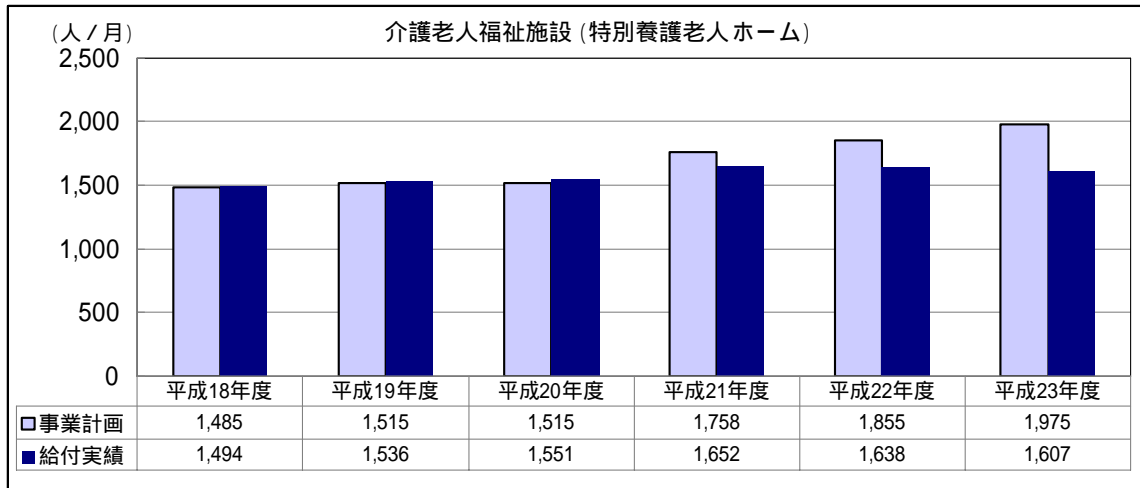
##### (1) 各施設におけるサービス利用状況



施設サービス利用者の内訳は、平成18年度には介護老人福祉施設が60.1%、介護老人保健施設が24.3%、介護療養型医療施設が15.6%でした。平成23年度には介護老人福祉施設が62.9%、介護老人保健施設が23.9%、介護療養型医療施設が13.2%となっており、介護老人福祉施設の利用は増加しましたが、平成23年度に廃止が予定されていた介護療養型医療施設の利用は減少しました。

また、サービス種類ごとの実績と事業計画を比較すると、介護療養型医療病床を除き、平成21年度～23年度の実績は事業計画を下回りました。

(2) 給付実績と事業計画との比較



## 5 居住系サービスの利用実績

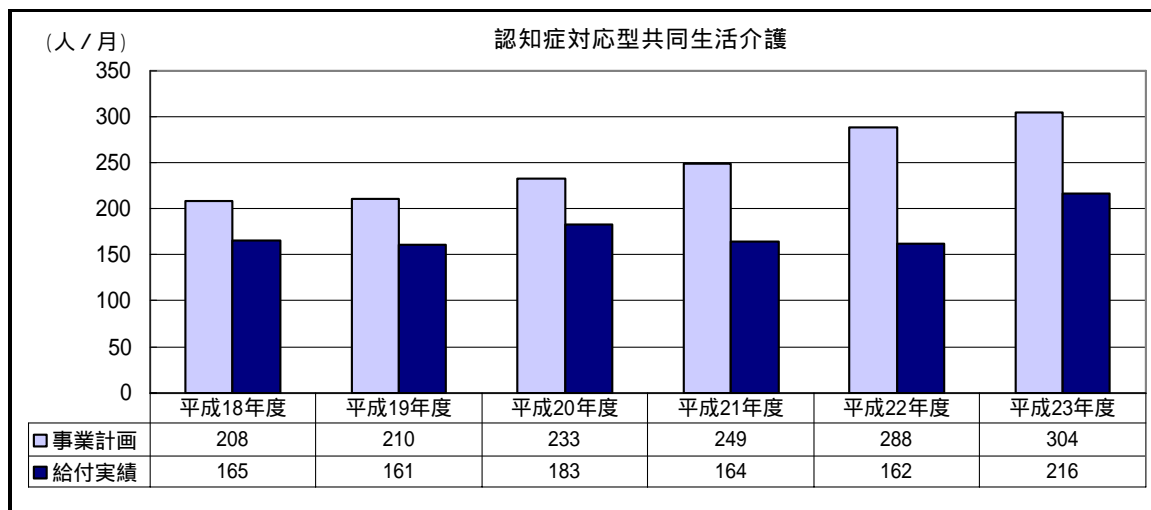
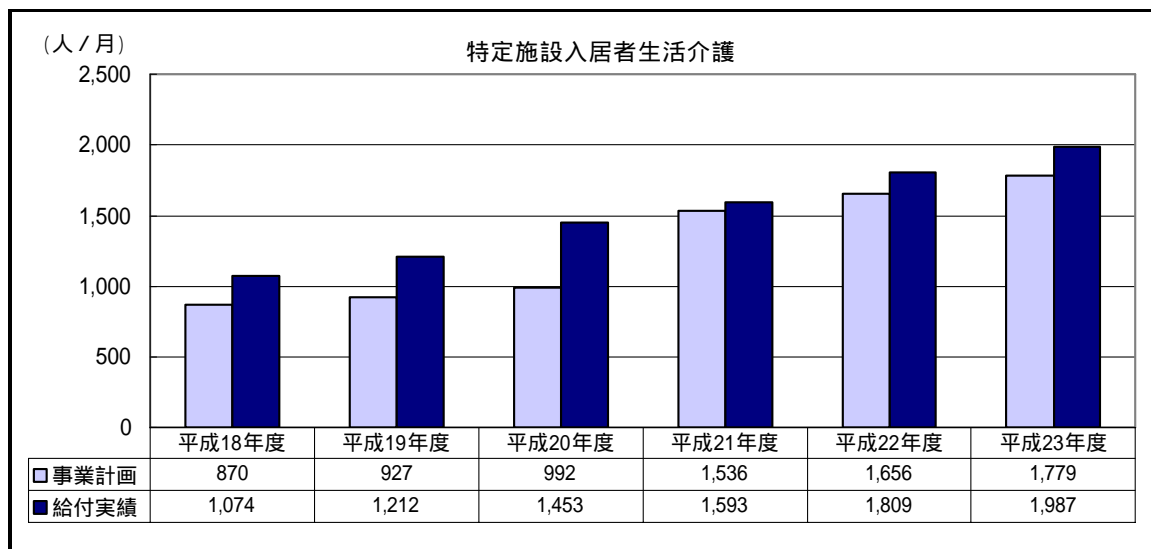
区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定施設入居者生活介護(人)	事業計画	870	927	992	1,536	1,656	1,779
	実 績	1,074	1,212	1,453	1,593	1,809	1,987
認知症対応型共同生活介護(人) (認知症対応型グループホーム)	事業計画	208	210	233	249	288	304
	実 績	165	161	183	164	162	216

注1 表中の数値は、各年度10月利用分の数値です。

注2 表中の人数のうち、特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護の利用者には要支援認定者の利用者を含みます。

### (1) 給付実績と事業計画との比較

特定施設入居者生活介護の利用は、平成18年度では1,074人でしたが、平成23年度では1,987人となり、事業計画より208人上回りました。認知症対応型共同生活介護(認知症対応型グループホーム)の利用は、平成18年度では165人でしたが、平成23年度では216人となり、51人増加しましたが、事業計画を下回りました。





## 6 標準居宅介護サービスの利用実績【介護給付】

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護 (回/月)	事業計画	122,696	109,532	110,880	75,412	78,036	80,700
	実績 (人/月)	95,722 (4,774)	81,512 (4,113)	75,313 (4,007)	73,092 (4,096)	69,989 (4,112)	83,512 (4,366)
訪問入浴介護 (回/月)	事業計画	2,953	2,890	2,906	2,329	2,401	2,479
	実績	2,491	2,576	2,641	2,759	2,549	2,653
訪問看護 (回/月)	事業計画	5,554	5,254	5,306	7,099	7,334	7,627
	実績	6,526	7,286	7,976	8,090	8,769	9,915
訪問リハビリテーション (回/月)	事業計画	351	431	502	601	620	634
	実績	411	610	845	1,545	1,525	1,439
居宅療養管理指導 (人/月)	事業計画	1,542	1,458	1,480	2,383	2,488	2,590
	実績	2,011	2,100	2,489	2,547	2,990	3,262
通所介護 (回/月)	事業計画	13,486	13,772	14,083	22,868	23,921	25,057
	実績 (人/月)	20,311 (2,554)	22,312 (2,667)	24,515 (2,869)	27,975 (3,226)	30,663 (3,585)	35,654 (3,945)
通所リハビリテーション (回/月)	事業計画	2,720	2,589	2,715	3,950	4,121	4,340
	実績 (人/月)	4,097 (690)	4,204 (689)	3,516 (650)	3,516 (556)	3,541 (556)	3,699 (569)
短期入所生活介護 (床/月)	事業計画	3,863	3,901	4,145	6,206	6,582	6,758
	実績	5,378	5,810	5,956	6,176	7,443	8,470
短期入所療養介護 (床/月)	事業計画	624	679	756	1,146	1,204	1,245
	実績	884	1,179	1,566	1,446	1,452	1,200
福祉用具貸与 (人/月)	事業計画	4,115	3,808	4,049	3,743	3,847	3,964
	実績	3,676	3,707	3,890	4,131	4,365	4,693
福祉用具購入 (人/月)	事業計画	189	194	199	140	143	148
	実績	121	107	128	110	101	185
住宅改修 (人/月)	事業計画	164	170	175	98	101	104
	実績	87	62	93	75	92	135
居宅介護支援 (人/月)	事業計画	7,100	5,942	6,167	7,146	7,585	7,979
	実績	7,308	6,809	6,808	7,288	7,395	8,041

注1 給付実績は各年度10月利用分の数値です。

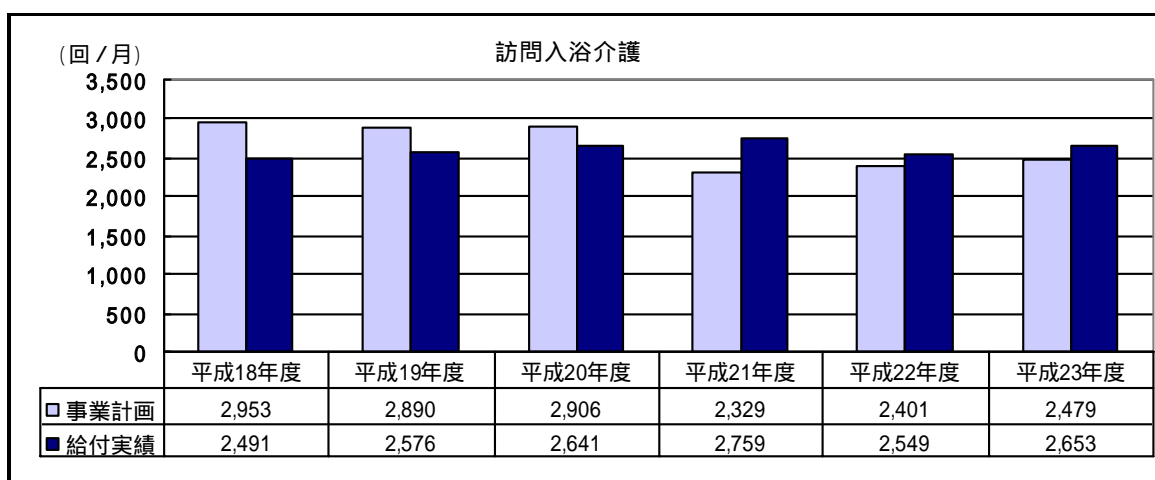
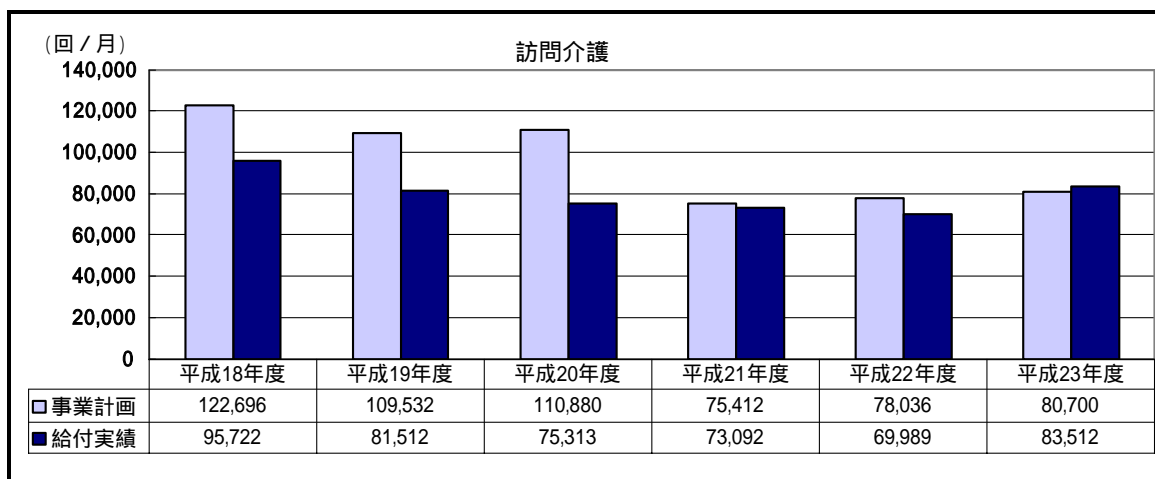
注2 表中のサービス利用量には第2号被保険者の利用量も含まれます。

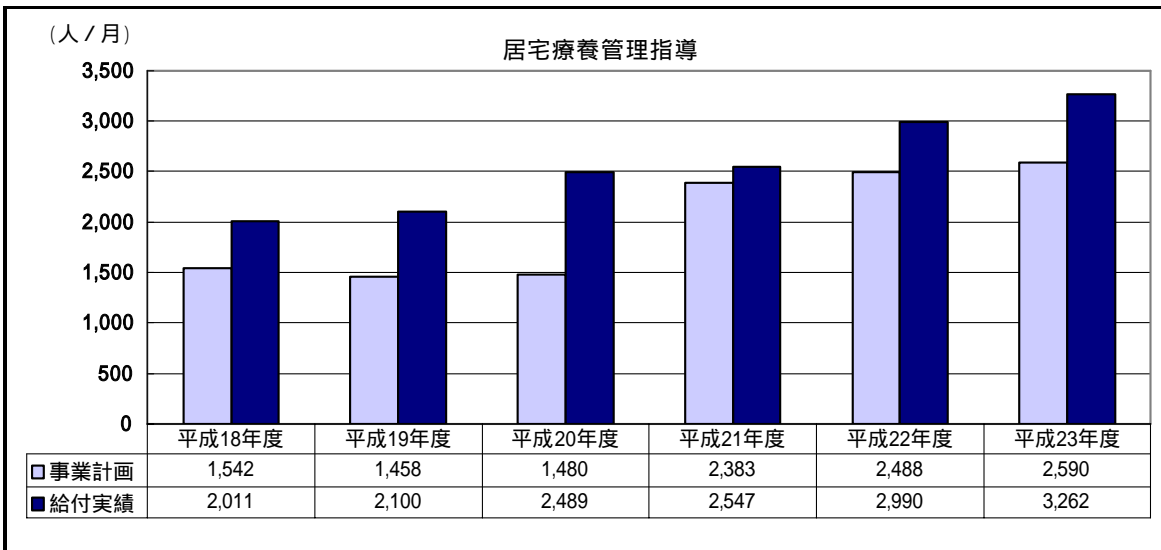
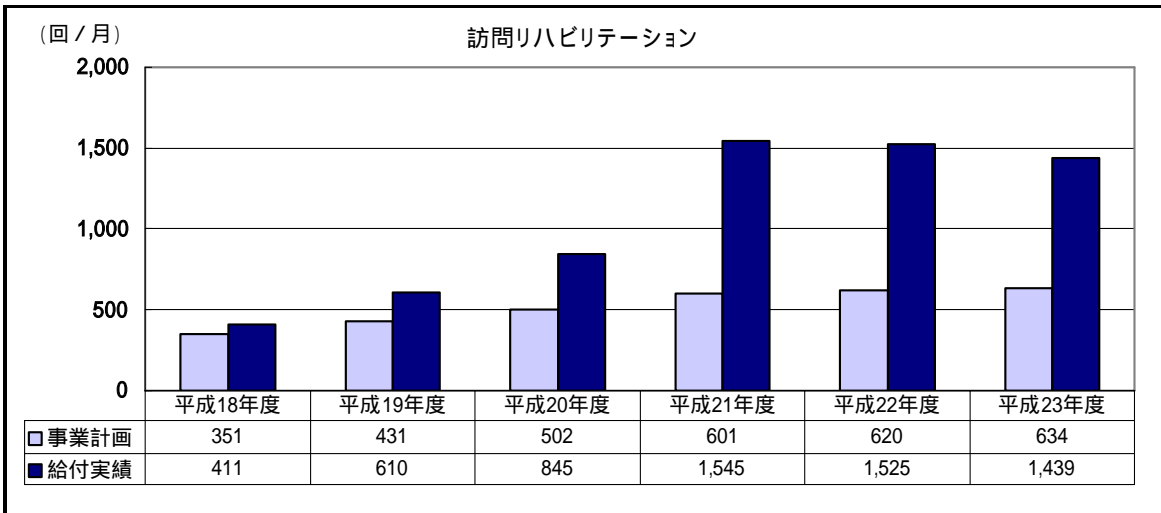
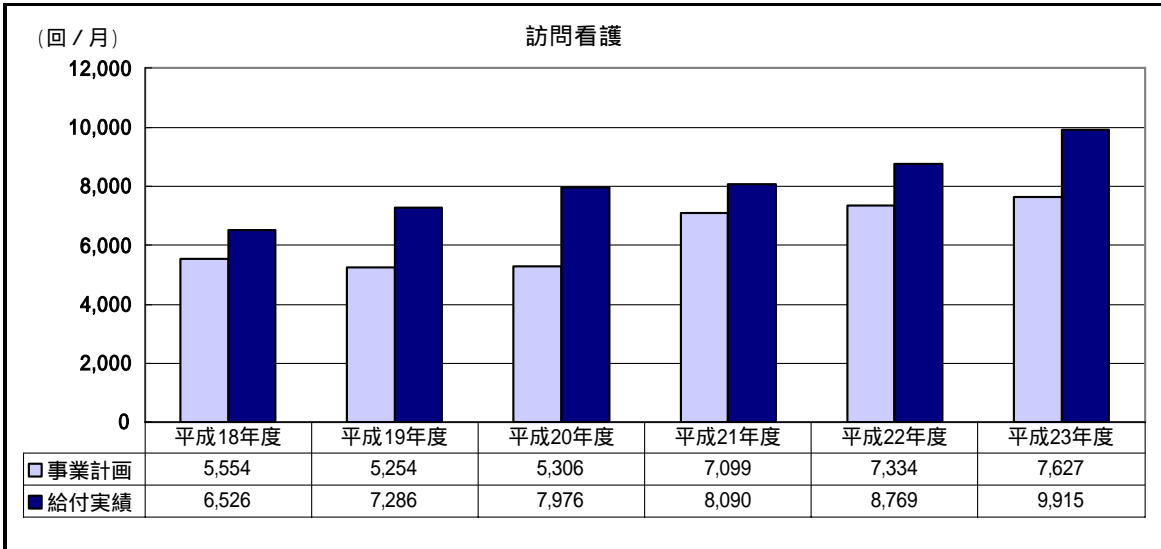
標準居宅介護サービス（地域密着型サービスを除く。）の実績をみると、平成 23 年度には、平成 18 年度と比べ、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具購入及び住宅改修で 1.5 倍以上の伸びとなっています。なお、訪問リハビリテーションは、平成 21 年度の報酬改定で、回数の単位がこれまでの 1 日ごとから 20 分を単位とした回数に変更されたため、大幅に増加した実績となっています。

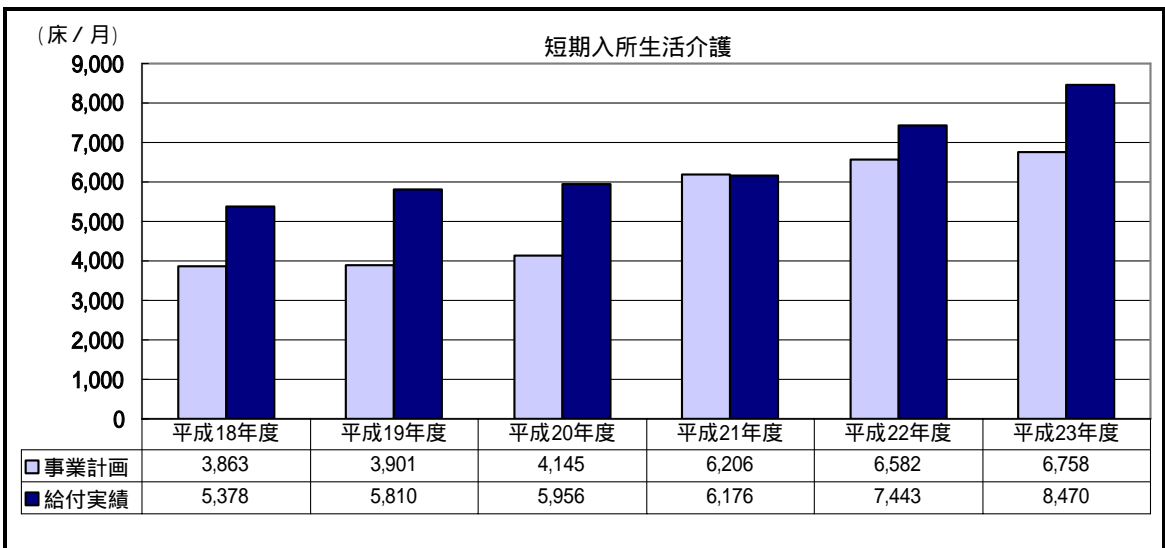
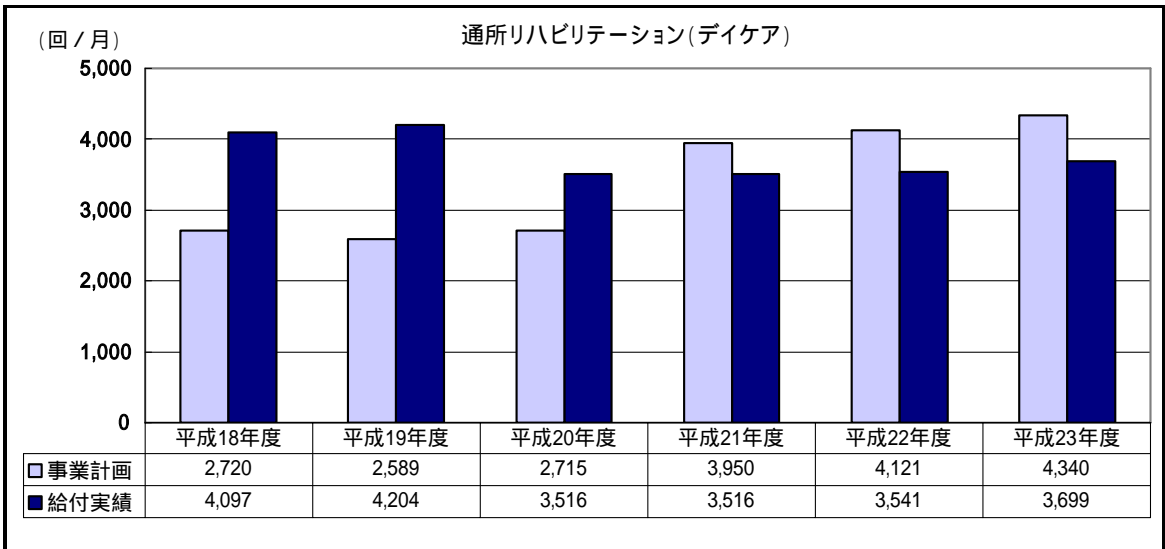
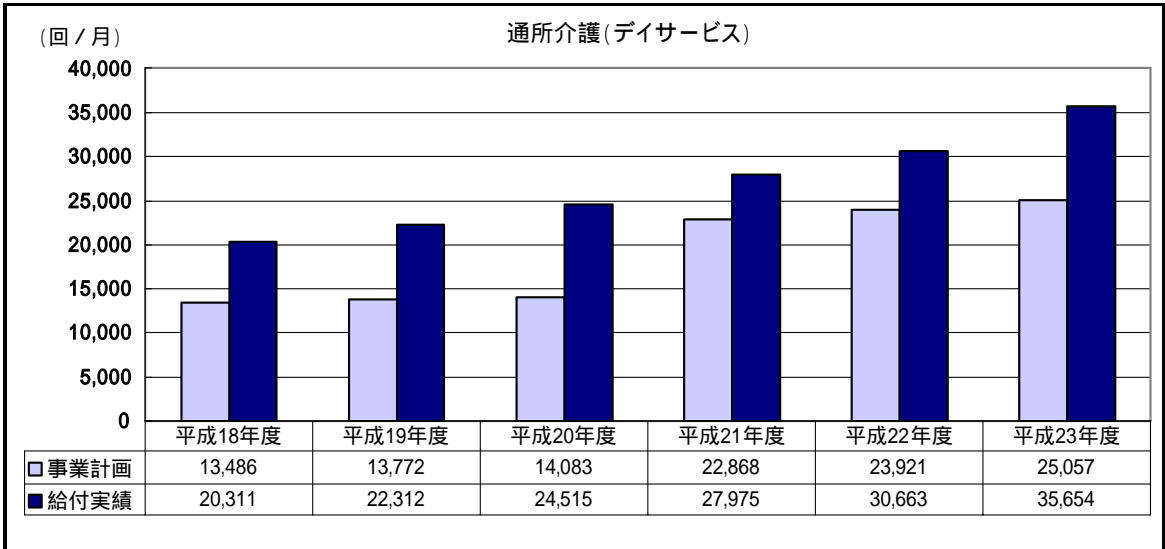
一方、平成 23 年度には、訪問介護及び通所リハビリテーションの実績は、平成 18 年度と比較すると減少しました。

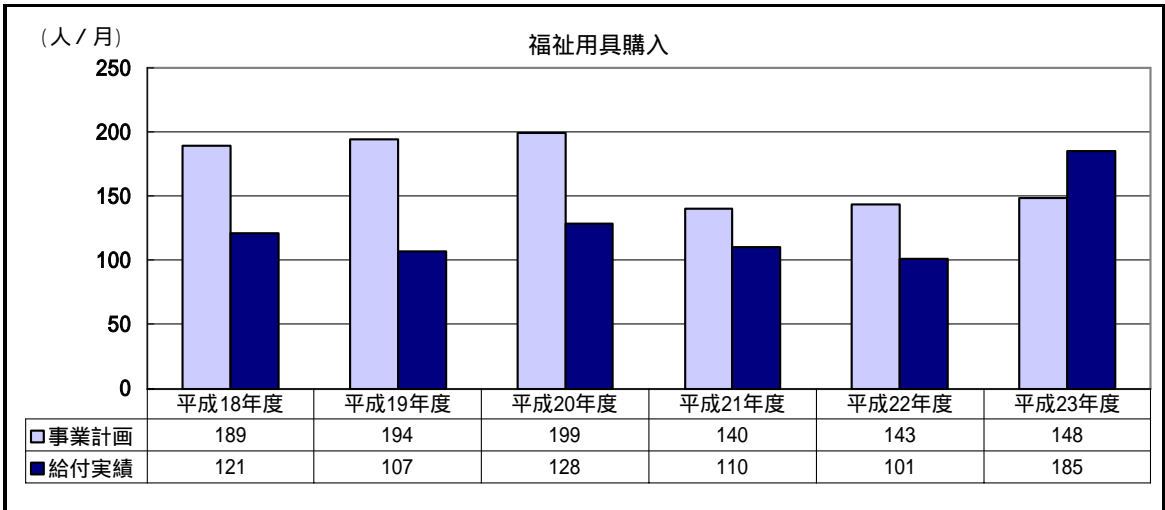
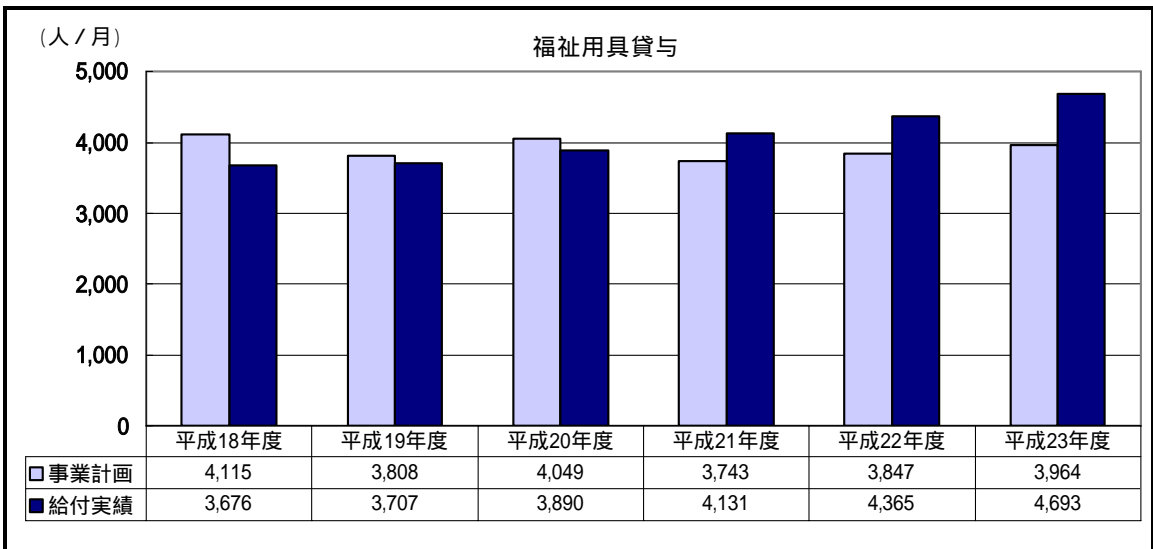
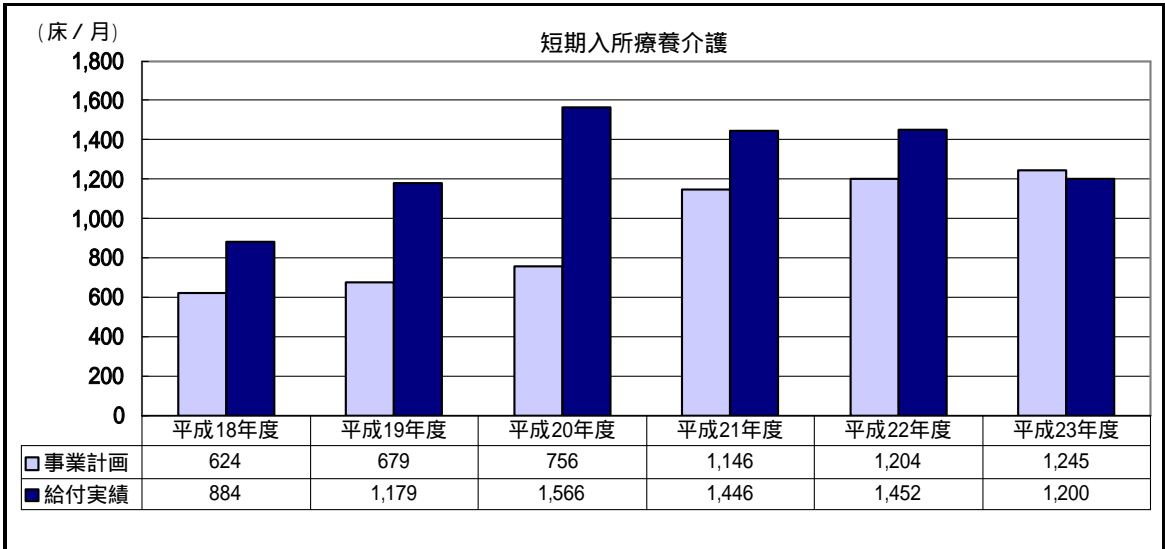
また、平成 23 年度におけるサービス種類ごとの実績と事業計画をみると、通所リハビリテーション、短期入所療養介護を除き、実績が事業計画を上回っています。

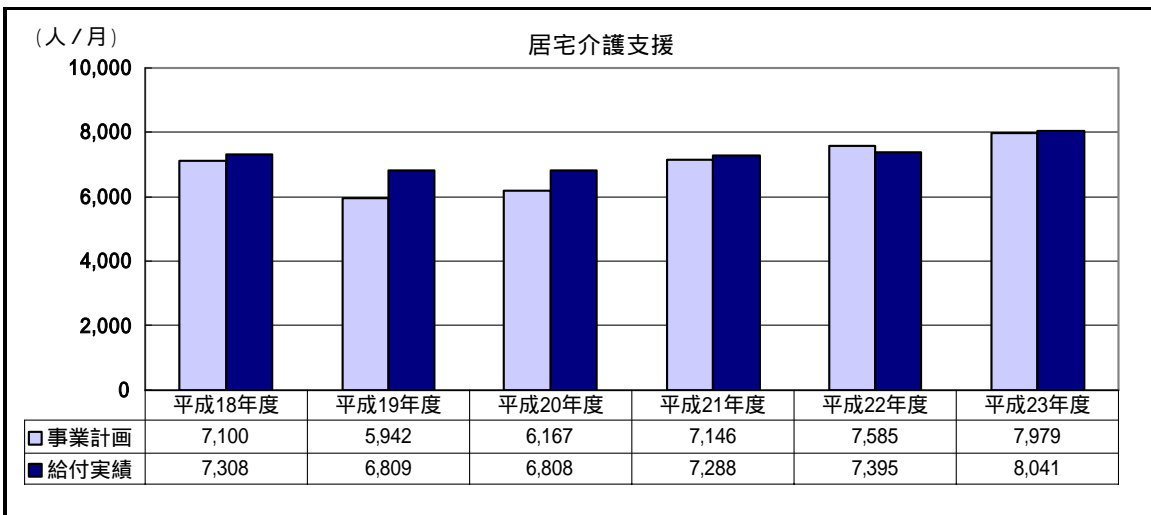
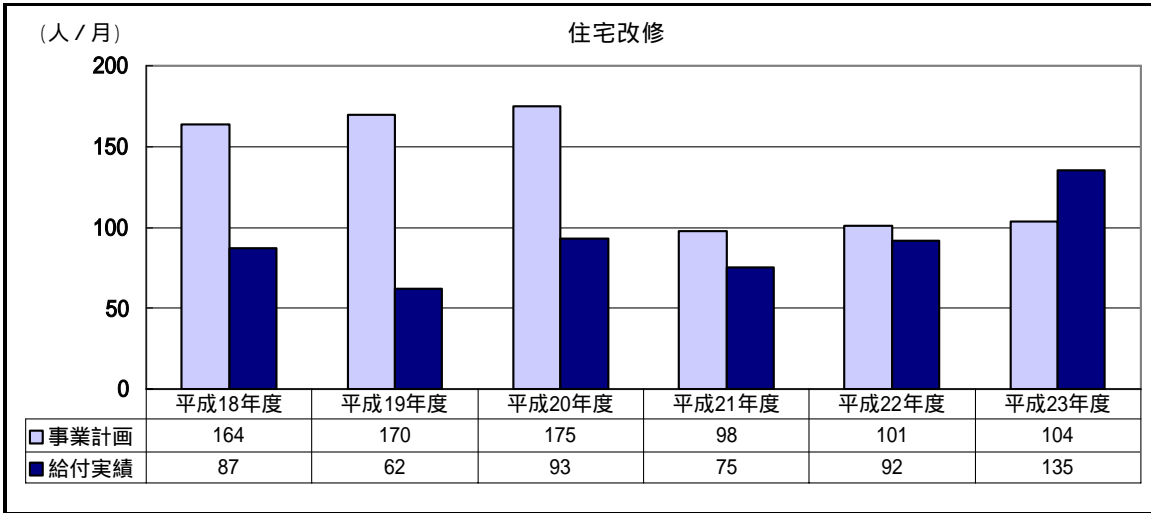
### ( 1 ) 給付実績と事業計画との比較











## 7 標準居宅予防サービスの利用実績【介護予防給付】

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防訪問介護 (人/月)	事業計画	2,097	2,881	3,065	2,153	2,252	2,370
	実績	1,618	1,986	2,106	2,091	2,242	2,381
介護予防訪問入浴介護 (回/月)	事業計画	39	67	70	10	10	10
	実績	9	15	6	8	6	5
介護予防訪問看護 (回/月)	事業計画	567	978	1,039	490	517	541
	実績	312	554	562	492	668	765
介護予防訪問リハビリテーション (回/月)	事業計画	17	34	37	43	43	52
	実績	4	35	55	70	70	58
介護予防居宅療養管理指導 (人/月)	事業計画	194	313	322	238	249	276
	実績	114	210	240	208	243	228
介護予防通所介護 (人/月)	事業計画	1,329	2,102	2,220	849	888	937
	実績	543	771	882	980	1,192	1,398
介護予防通所リハビリテーション (人/月)	事業計画	182	314	344	144	150	158
	実績	87	143	114	99	108	123
介護予防短期入所生活介護 (床/月)	事業計画	142	254	346	68	72	78
	実績	46	49	63	83	66	81
介護予防短期入所療養介護 (床/月)	事業計画	25	65	104	42	42	42
	実績	23	49	79	12	18	0
介護予防福祉用具貸与 (人/月)	事業計画	1,117	1,764	1,912	461	481	508
	実績	226	351	505	597	794	881
介護予防福祉用具購入 (人/月)	事業計画	46	93	99	37	38	40
	実績	12	32	34	34	44	51
介護予防住宅改修 (人/月)	事業計画	48	101	106	43	44	46
	実績	29	45	47	38	51	60
介護予防支援 (人/月)	事業計画	3,741	5,310	5,654	3,096	3,250	3,425
	実績	2,153	2,773	2,902	3,093	3,424	3,690

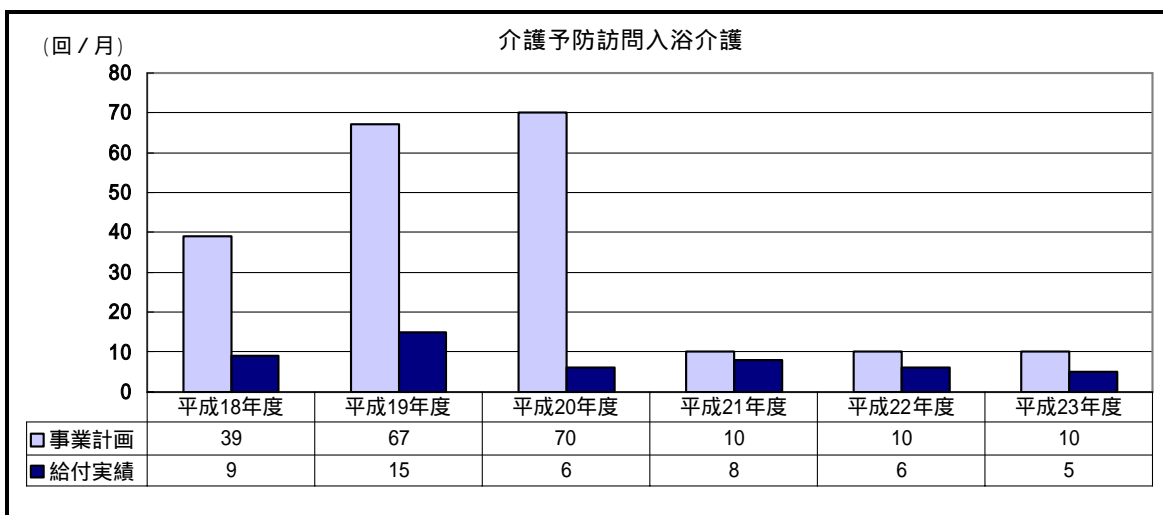
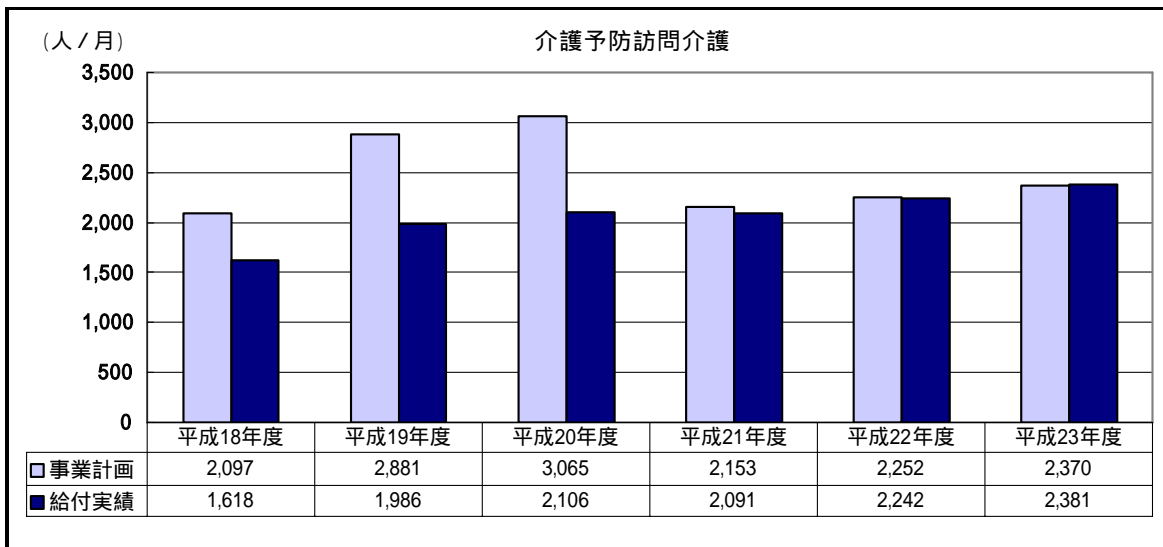
注1 給付実績は各年度10月利用分の数値です。

注2 表中のサービス利用量には第2号被保険者の利用量も含まれます。

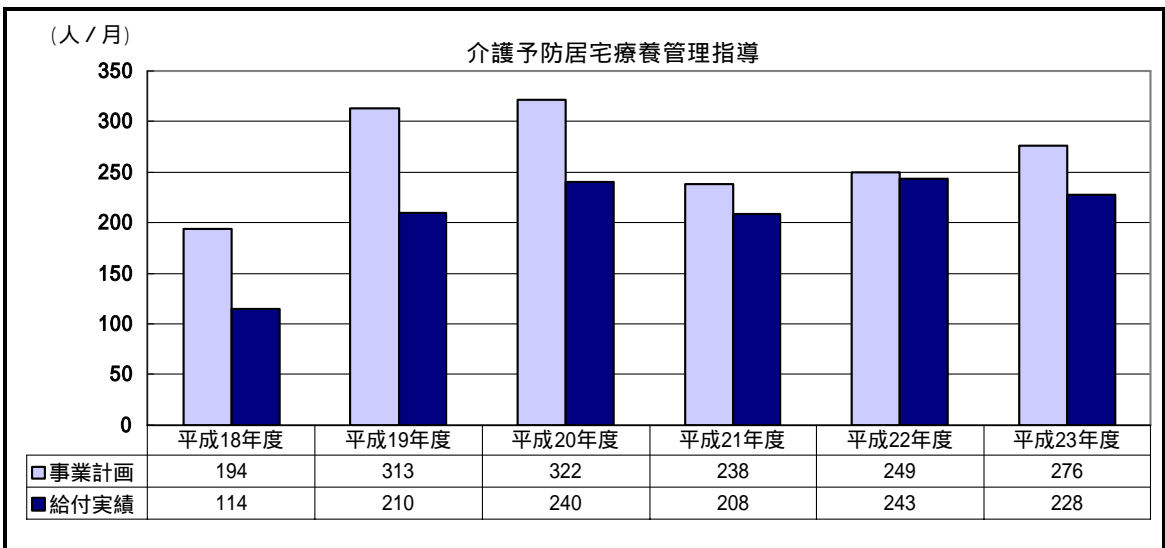
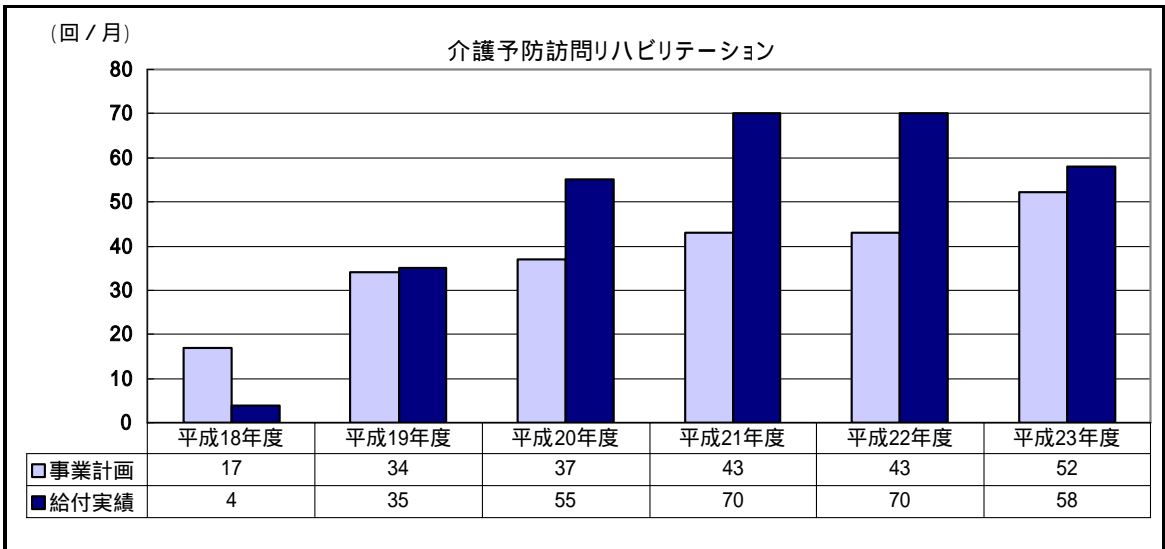
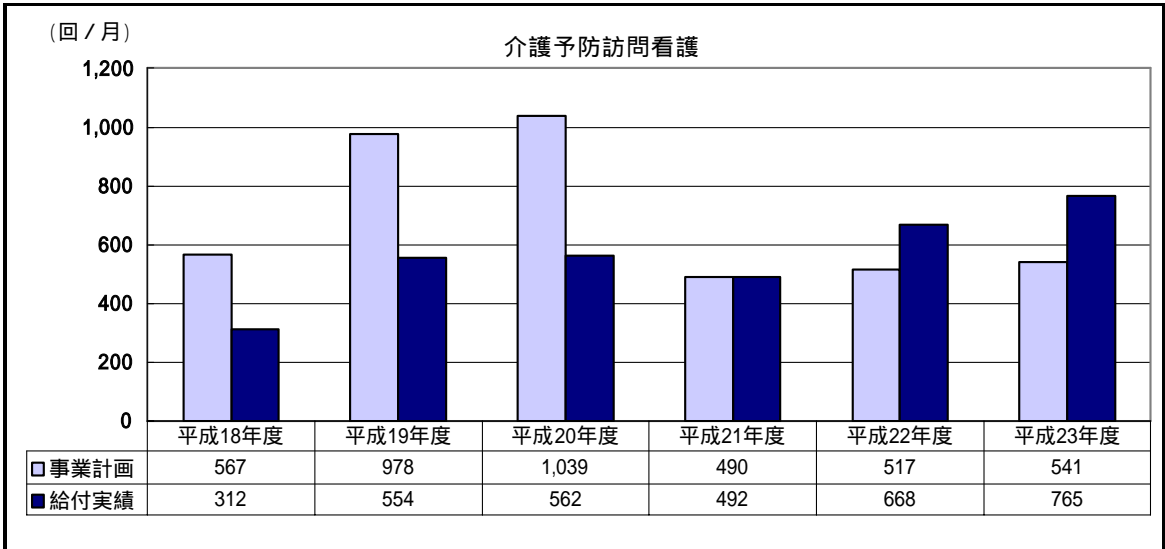
標準居宅予防サービス（地域密着型サービスを除く。）は、平成 18 年度の制度改正の際に創設されたサービスです。平成 18 年度と比較した平成 23 年度の利用実績をみると、介護予防訪問入浴介護及び介護予防短期入所療養介護を除く、全てのサービスで利用量は増加しています。特に介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修は、2 倍以上の伸びとなっています。

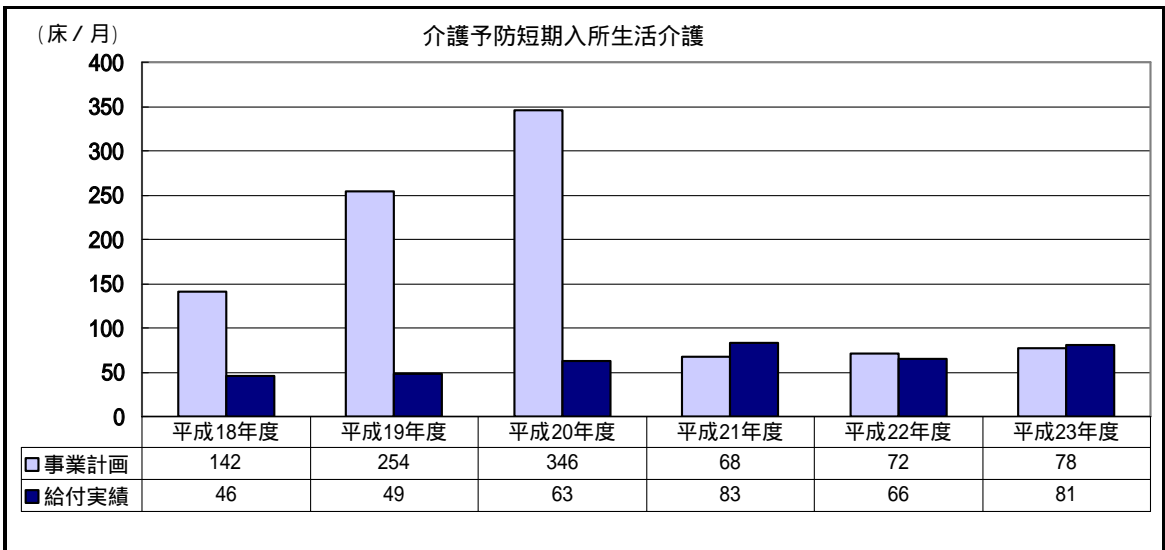
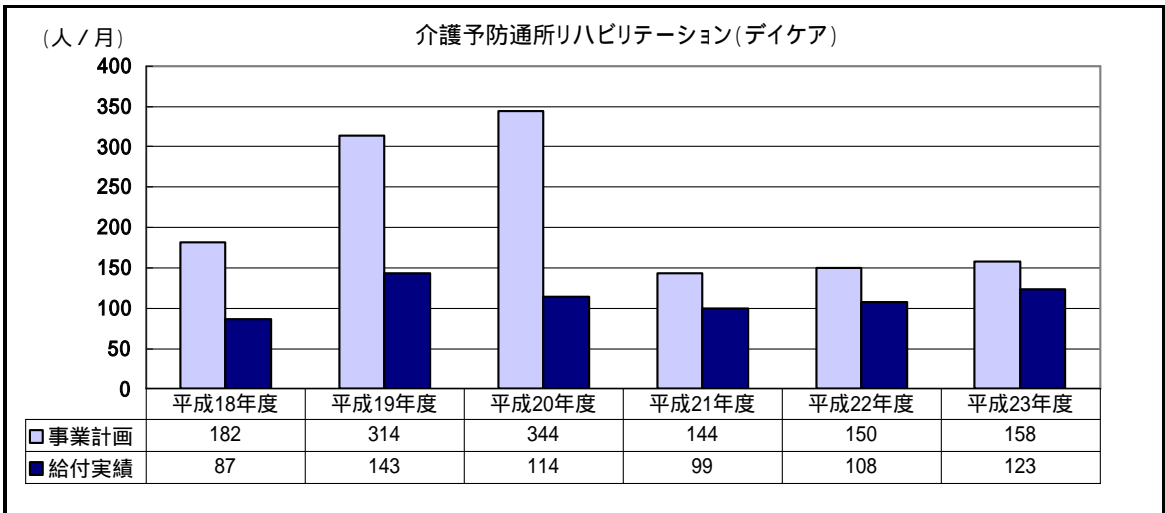
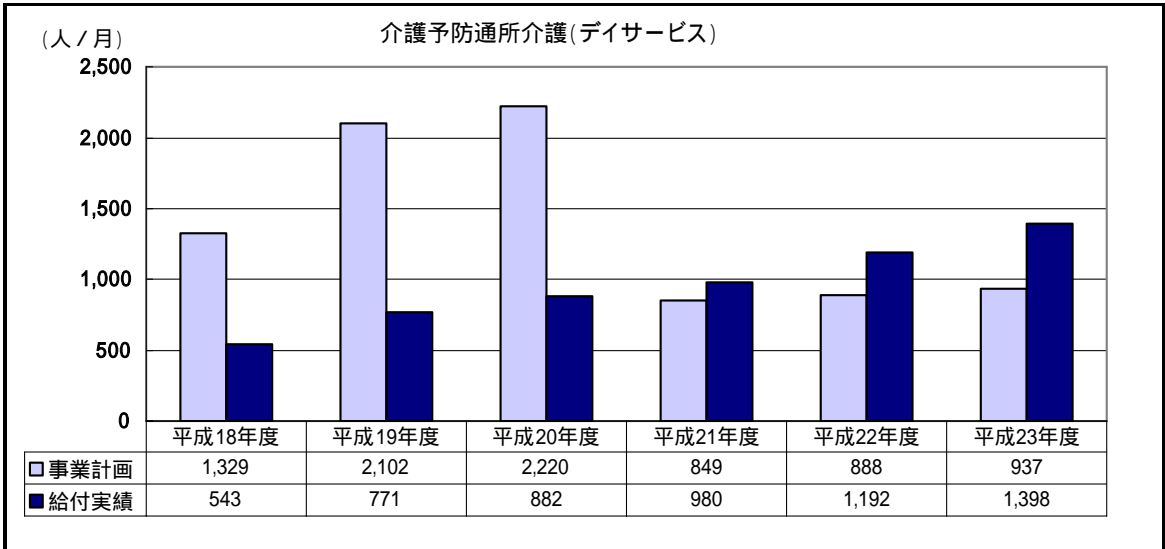
平成 18 年度～20 年度の第 3 期事業計画では、平成 18 年度から創設された介護予防サービスの事業量を予想することが難しく、要支援認定者数や全てのサービスの利用実績が事業計画を下回りました。平成 21 年度～23 年度の第 4 期事業計画では、第 3 期の実績を基に計画したため、第 3 期のような大幅な計画と実績の差はありませんでした。

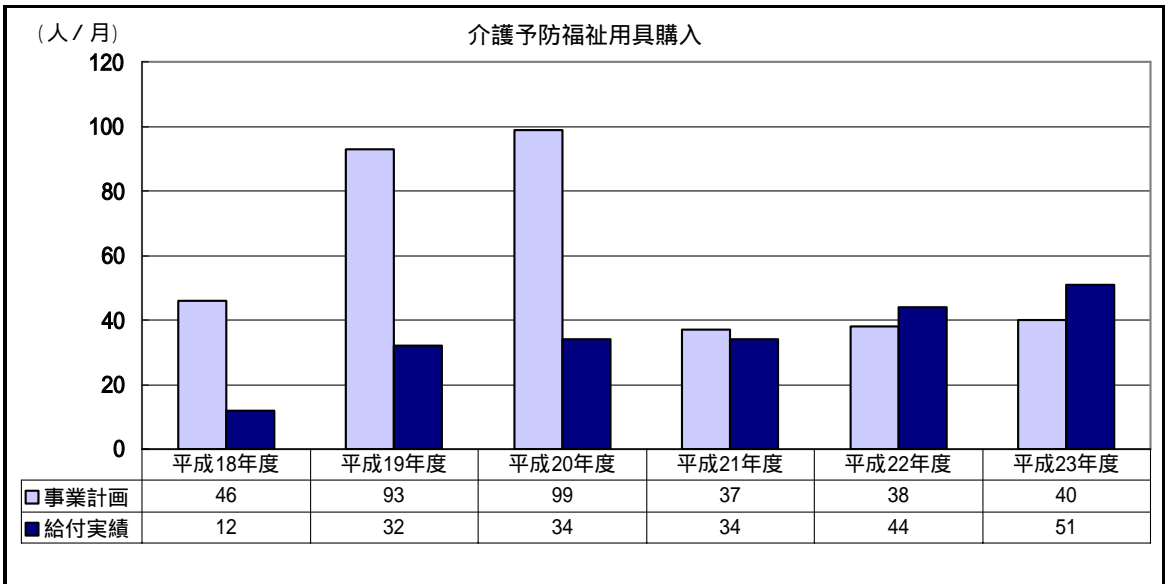
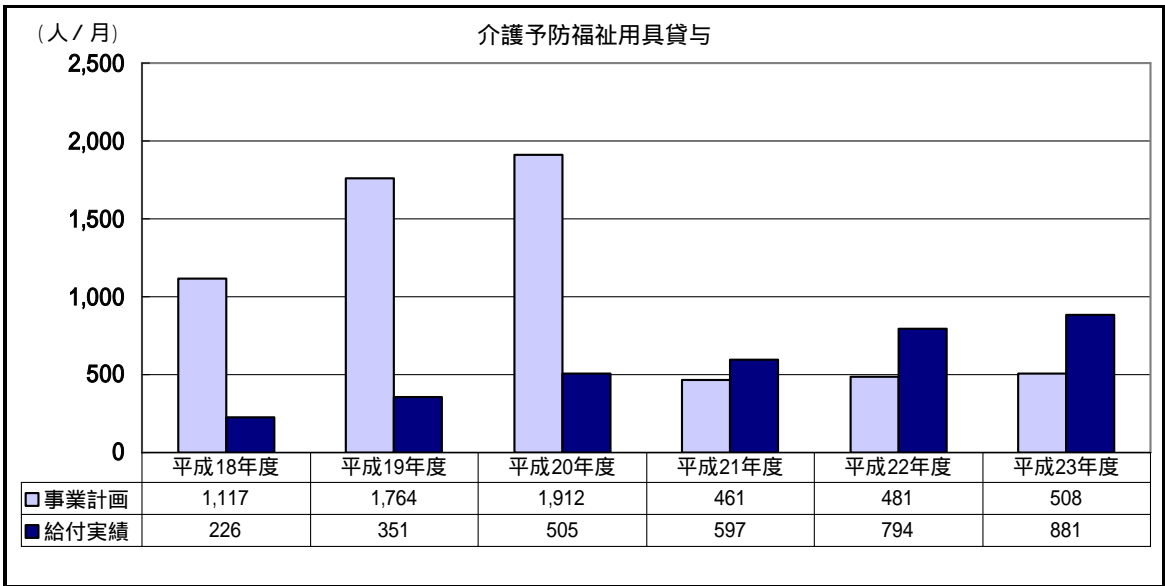
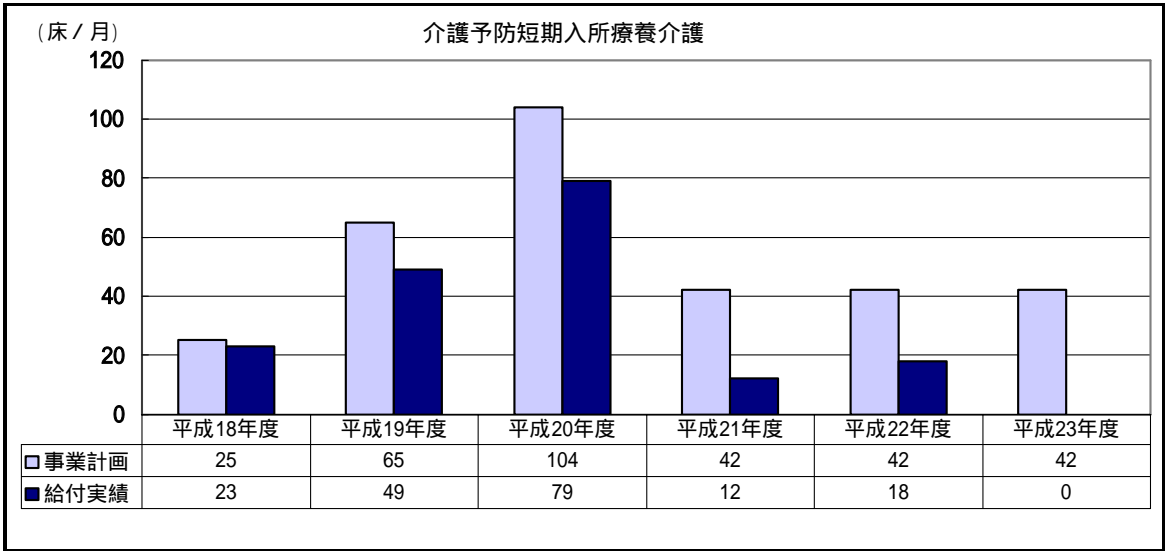
### （１）給付実績と事業計画との比較

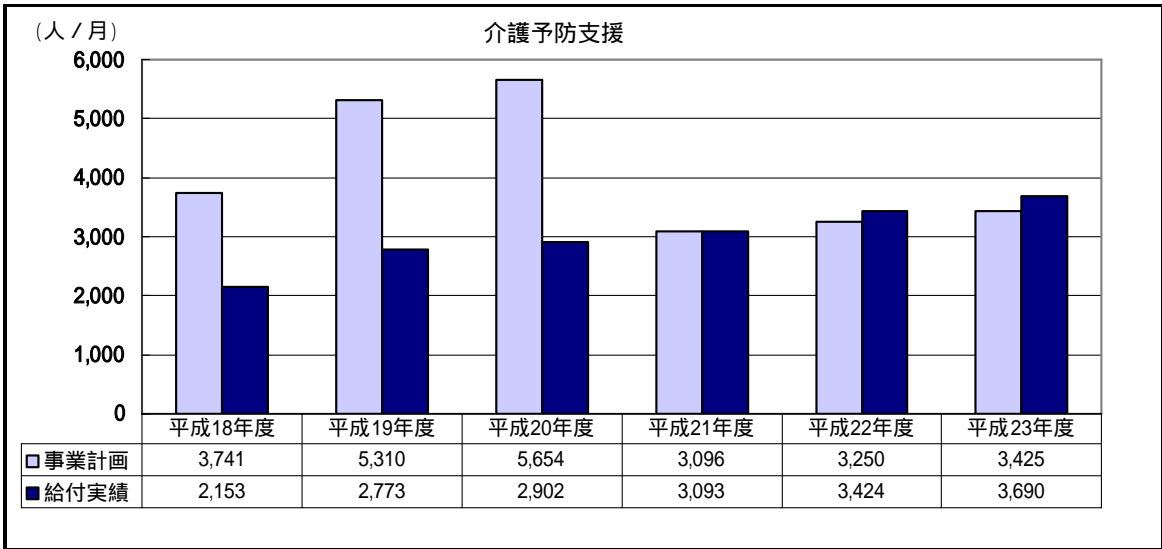
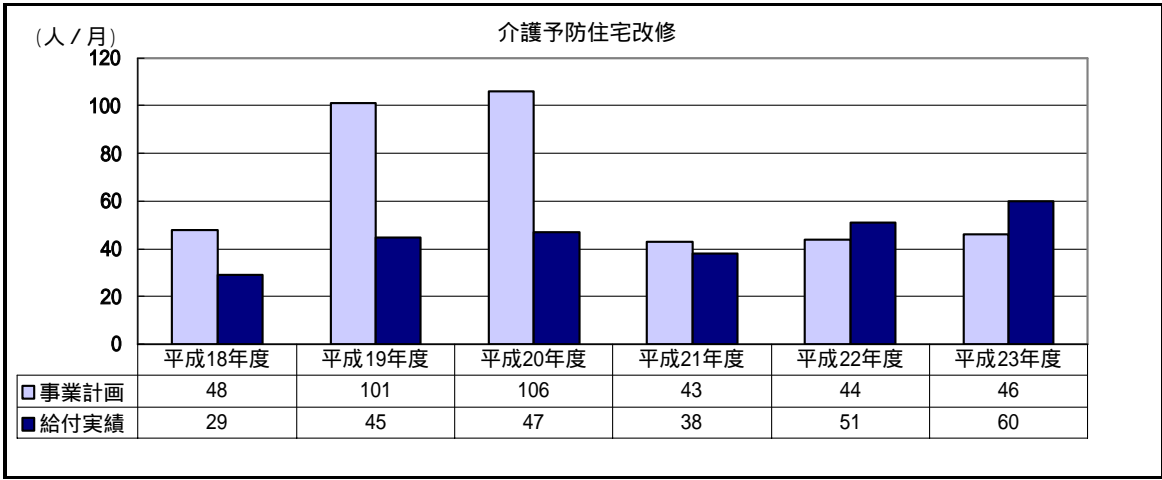












## 8 地域密着型サービスの利用実績

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
夜間対応型訪問介護 (人/月)	事業計画	105	121	140	75	113	117
	実績	0	11	56	123	141	162
認知症対応型通所介護 (回/月)	事業計画	2,923	3,019	3,123	3,158	3,330	3,490
	実績	2,422	3,215	3,355	3,432	3,400	4,026
小規模多機能型居宅介護 (人/月)	事業計画	150	225	325	225	325	350
	実績	0	24	19	15	22	21
認知症対応型共同生活介護(再掲) (人/月)	事業計画	208	210	233	249	288	304
	実績	165	161	183	168	162	216

注1 表中の数値は、各年度10月利用分の数値です。

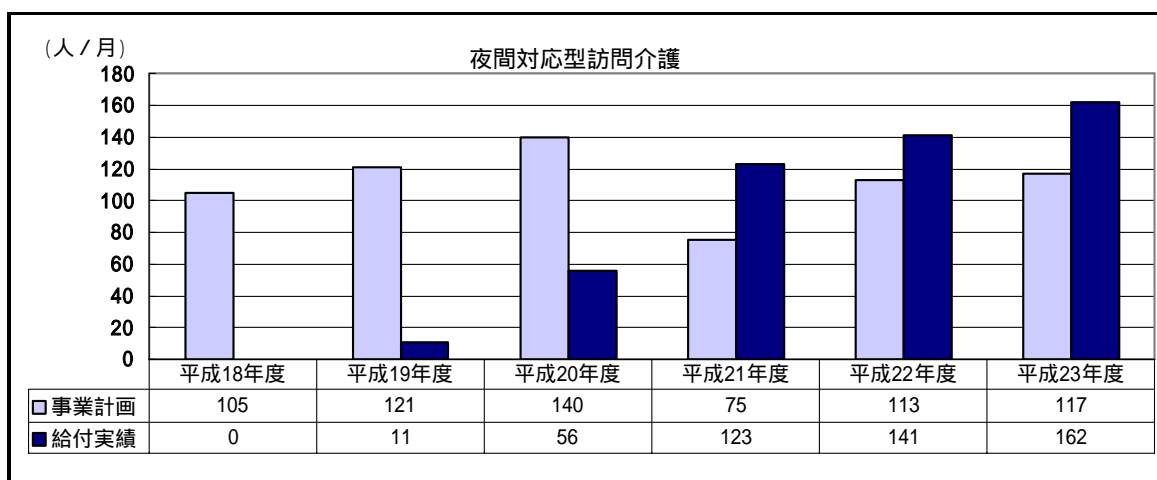
注2 表中の人数のうち、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の利用者には、要支援認定者の利用者を含みます。

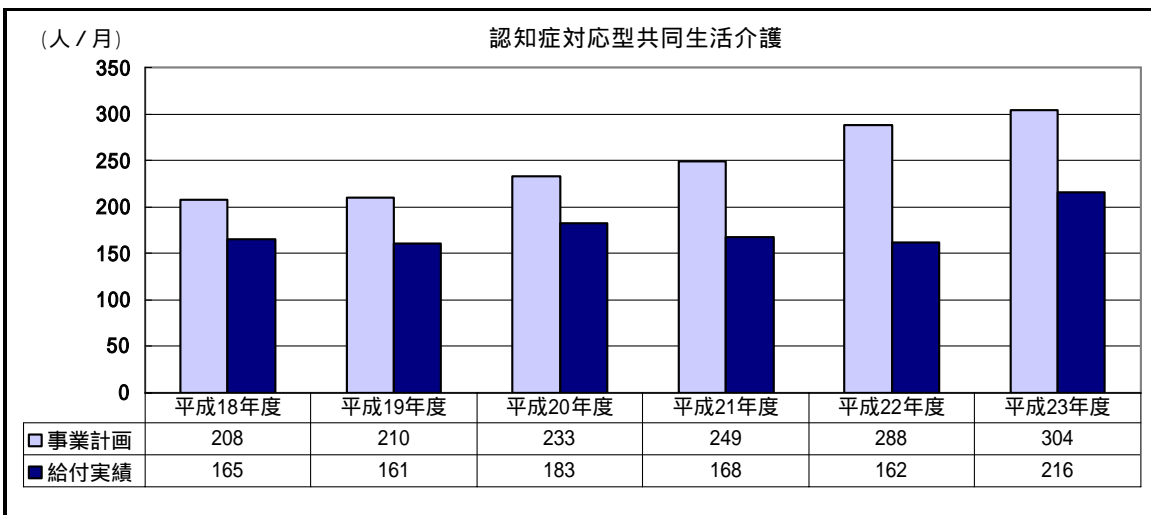
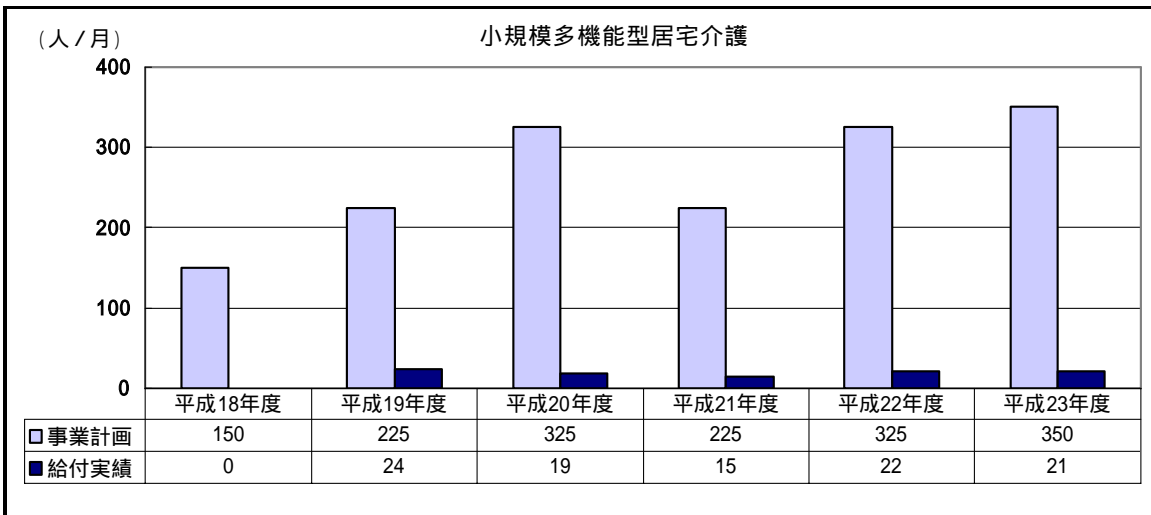
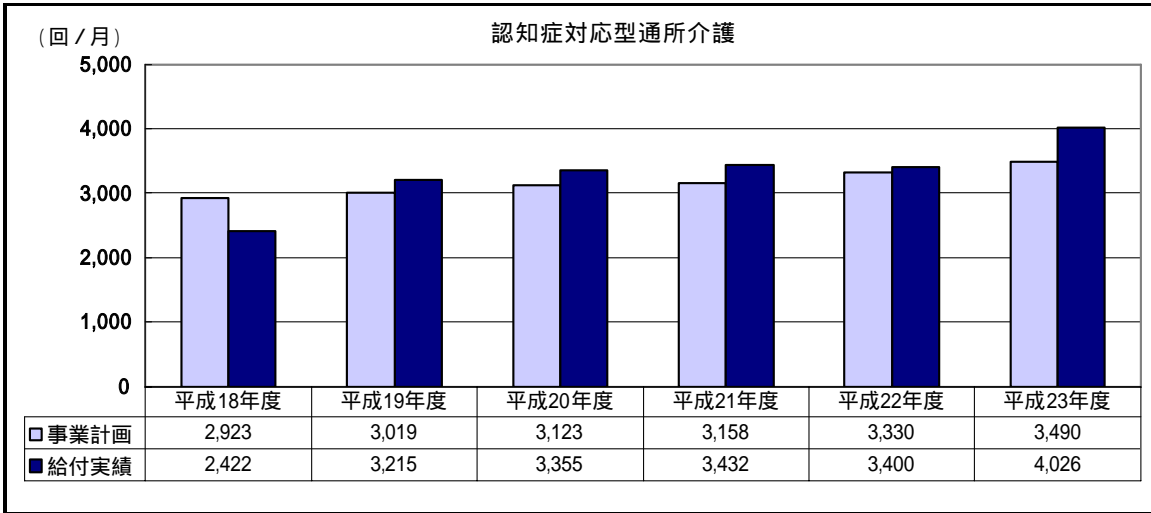
注3 認知症対応型共同生活介護は、居住系サービスで再掲します。

注4 区内には、地域密着型特定施設入居者介護及び地域密着型介護老人福祉入所者生活介護のサービスはないため、記載していません。

地域密着型サービスは、平成18年度の制度改正の際に創設されたサービスです。平成23年度のサービス種類ごとの利用の実績をみると、夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護については、実績が事業計画を上回っています。一方、小規模多機能型居宅介護は、事業計画に対して実績が大きく下回っています。

### (1) 給付実績と事業計画との比較





## 9 保険給付費・サービス費の現状

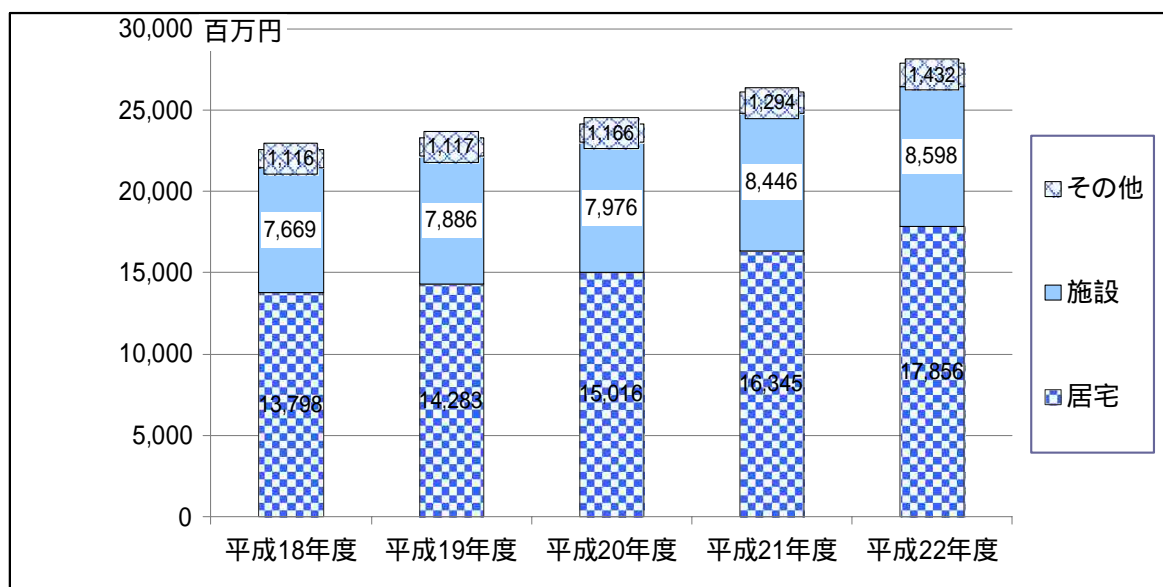
### 保険給付費の推移

単位 百万円

保険給付費	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
居 宅	13,798	14,283	15,016	16,345	17,856
施 設	7,669	7,886	7,976	8,446	8,598
そ の 他	1,116	1,117	1,166	1,294	1,432
合 計	22,583	23,286	24,158	26,085	27,886

注 1 その他の保険給付費は高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料の合計です。

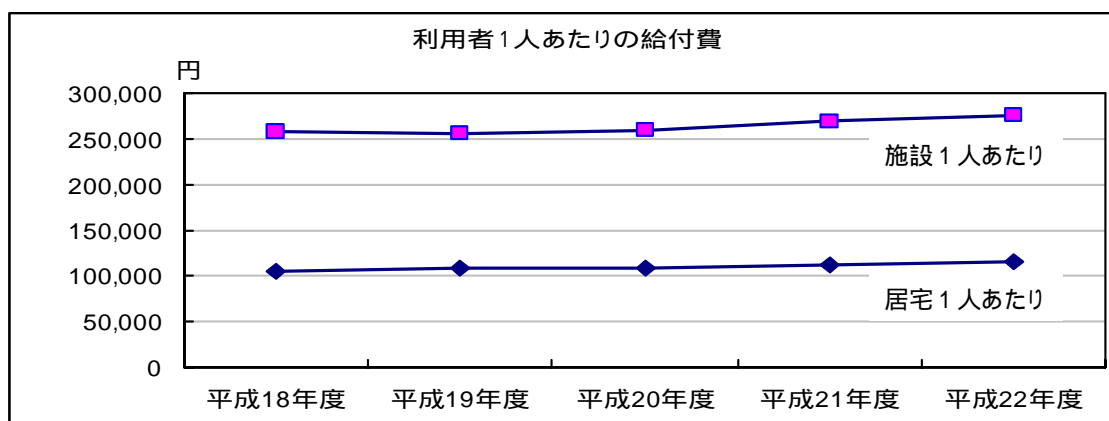
注 2 居宅サービスには、標準居宅サービス及び居住系サービスを含みます。



保険給付費の総額は、毎年度増加しており、平成 18 年度と 22 年度を比較すると、約 53 億円余 (23.5%) の増となっています。

保険給付費の内訳をみると、平成 22 年度では給付費総額のうち、居宅サービスに関する給付費が 64.0%、施設サービスに関する給付費が 30.8% を占めています。

一方、利用者一人あたりの保険給付費をみると、平成 22 年度においては、居宅サービス利用者 (前掲 13,014 人) は月額約 11.4 万円に対し、施設サービス利用者 (前掲 2,606 人) は月額約 27.5 万円となっています。



## 10 地域支援事業の現状

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を支援することを目的として、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業を実施しました。

### (1) 介護予防事業の現状

要支援・要介護状態になるリスクの高い方を把握し、リスクにあわせて運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上に向けた二次予防事業を実施するとともに、認知症予防を含めた介護予防の普及啓発を行いました。

#### 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者の把握は順調に増えてきていましたが、平成22年度は、21年度の国の「地域支援事業実施要綱」改正で集計方法が変更されたことにより、前年度を下回りました。

平成23年度には、22年度の「要綱」改正を受け、把握方法の簡素化により把握数の増加を図るとともに、把握事業を通じた介護予防の意識の向上にも取り組んでいます。

#### 【二次予防事業対象者の把握】

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
65歳以上の高齢者 人口(人/年)	事業計画	97,029	99,128	101,052	103,623	104,549	105,450
	実績	96,912	99,459	101,784	104,094	105,119	105,722
生活機能評価 (件/年)	事業計画	-	-	57,540	48,753	48,757	48,771
	実績	47,684	23,488	34,906	31,387	33,306	19,000
二次予防事業対象者 把握数 (人/年)	事業計画	3,881	4,461	5,109	5,181	5,227	5,273
	実績	503	2,925	6,482	8,725	4,014	9,515
対65歳以上の高齢者 人口の割合(%)	事業計画	4.0	4.5	5.0	5.0	5.0	5.0
	実績	0.5	2.9	6.4	8.4	3.8	9.0

注1 表中の数値は、年間の件数です。

注2 平成23年度は、見込み数値です。

注3 平成23年度の生活機能評価は75歳以上のみの受診です。

注4 第3期介護保険事業計画に該当値がないため、平成18・19年度の事業計画値は「-」としています。



## 二次予防事業の実施と実施効果

地域包括支援センターが二次予防事業対象者の介護予防事業への参加や、日常生活習慣の改善向上に向けた働きかけを行いました。また、平成 23 年度からは、「基本チェックリスト」を実施した高齢者に個別に生活機能低下の状態を通知し、状態にあった事業を勧奨し、介護予防事業の利用者数の増加に取り組みました。

二次予防事業を利用した方の 7 割から 8 割に、心身機能の維持改善が見られました。事業終了後も介護予防を意識して、自宅でもグループでも続けられるように支援しました。

### 【二次予防事業の実施】

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
二次予防事業利用者数 (人/年)	事業計画	-	-	-	777	915	1,055
	実績	250	844	754	726	492	764
対二次予防事業対象者 割合(%)	事業計画	-	-	-	15.0	17.5	20.0
	実績	49.7	28.9	11.6	8.3	12.3	8.0
(1)通所型介護予防事業							
転倒予防ミニ教室 (人/年)	事業計画	-	-	一次予防事業(足腰げんき教室に変更)			
	実績	21	174				
転倒予防教室 (人/年)	事業計画	-	-	-	280	297	315
	実績	49	199	251	279	181	350
筋力アップ応援教室 (人/年)	事業計画	-	-	-	144	153	162
	実績	41	92	122	137	115	135
リフレッシュハピリ教室 (人/年) 1	事業計画	-	-	-	168	179	189
	実績	62	162	163	135	72	100
栄養改善教室 (人/年)	事業計画	-	-	-	50	60	70
	実績	3	29	39	21	14	- 2
口腔機能向上教室 (人/年)	事業計画	-	-	-	70	75	80
	実績	-	26	54	77	50	96
(2)訪問型介護予防事業							
訪問指導 (人/年)	事業計画	-	-	-	215	225	250
	実績	74	162	125	77	60	83

1 「こころとからだ元気教室」に平成 22 年度から名称変更

2 一次予防事業「栄養満点教室」に変更

注 1 表中の数値は、年間の件数です。

注 2 表中の平成 23 年度は、見込み数値です。

注 3 第 3 期介護保険事業計画に該当値がないため、平成 18~20 年度の事業計画値は「-」としています。

## 【二次予防事業の効果】

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
二次予防事業 利用者数(人/年) 【A】	事業計画	-	-	-	777	915	1,055
	実績	250	844	754	726	492	764
維持改善した実人数 (人/年) 【B】	事業計画	-	-	-	660	778	897
	実績	175	557	559	519	399	649
対利用者割合(%) 【B/A】	事業計画	-	-	-	85.0	85.0	85.0
	実績	70.0	66.0	74.1	71.5	81.1	84.9

注1 表中の数値は、年間の件数です。

注2 平成23年度は、見込み数値です。

注3 第3期介護保険事業計画に該当値がないため、平成18～20年度の事業計画値は「-」としています。

## 一次予防事業

### 介護予防普及啓発事業

高齢者が主体的に介護予防活動に参加できるよう、介護予防・認知症予防講演会の実施や情報誌の発行等による普及啓発活動を行いました。

また、介護予防意識の高い高齢者が参加できるように工夫を凝らした介護予防教室・認知症予防教室を実施しました。中でも平成20年度から開始したウォーキングを中心とする認知症予防事業の延べ参加者は、1万人を超えています。

### 地域介護予防活動支援事業

地域ささえ愛グループ(約80グループ)等の自主グループ活動の支援や区民ボランティアの育成など、地域での介護予防活動の支援を行いました。

介護予防事業の参加者を支援するボランティアとして区が育成している介護予防サポーターは、平成22年度末時点で125人が登録し、延べ2,750人が事業に参加しています。また、認知症予防としてのウォーキング事業を担うウォーキングリーダーは、平成23年度は53名が登録しています。

## (2) 包括的支援事業の現状

地域の高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センター（ケア 24）が、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントなどを実施する機関として活動しています。

### 介護予防ケアマネジメント

要支援 1、2 の高齢者の介護予防プランの作成や、二次予防事業対象者に介護予防事業の利用を働きかけて介護予防プランを作成し、総合的な介護予防ケアマネジメントを実施しています。（平成 22 年度は二次予防事業対象者の把握方法の変更及び介護予防事業の実施回数減により、プラン作成件数が大幅に減少しました。）また、日頃の相談や町会、地域行事への参加、地域づくり活動など、地域発信型介護予防事業を通して独自に二次予防事業対象となる候補者を把握しています。

### 総合相談支援

民生委員や自治会、町会等関係機関と連携して地域の高齢者の実態把握をするとともに、介護保険サービスや介護保険外の保健福祉サービスに関する情報提供をしています。また、平成 23 年 7 月から開始した「安心おたっしや訪問」事業では、一定の要件に該当する高齢者を積極的に訪問し、地域の中で日常的に相談できる関係をつくりながら潜在的なニーズを把握し、必要なサービス提供につなげていきます。

### 権利擁護事業

高齢者虐待の連絡や相談を受けた場合、速やかに状況確認して対応・経過観察チームをつくるとともに、区の所管とともに介護事業者や警察、医療機関等の地域の関係機関と連携し対応しています。また、認知症等で判断能力が低下することによる消費者被害等を防止するために、成年後見センターや消費者センター等とも連携して高齢者の権利擁護に努めています。

### 包括的・継続的ケアマネジメント

介護事業者等と地域の関係者との地域ケア会議の開催や地域の活動的な高齢者等が一人暮らし等の高齢者世帯を見守る「たすけあいネットワーク（地域の目）」の連絡会を実施しています。また、地域包括支援センターは困難な事例の対応だけでなく、ケアマネジャー対象の研修や事例検討会の開催や困難な事例を抱えているケアマネジャーを支援しています。

その他、平成 19 年度から地域包括支援センターで実施している「物忘れ相談」は、地域の認知症サポート医（物忘れ相談医）の協力を得て、認知症に関する医療的な相談や専門医紹介などを行っています。

【包括的支援事業の実績】

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
二次予防事業対象者予防プラン作成(件/年)	事業計画	-	-	-	777	915	1,055
	実績	250	725	766	810	447	764
総合相談(件/年)	事業計画	-	-	-	104,533	105,467	106,376
	実績	83,151	100,330	109,784	127,411	140,736	154,487
虐待防止対策・権利擁護相談支援(件/年)	事業計画	-	-	-	1,024	1,033	1,042
	実績	490	985	1,225	1,717	2,152	2,690
地域ケア会議開催(回/年)	事業計画	-	-	-	240	240	240
	実績	139	155	159	143	156	240
たすけあいネットワーク地域連絡会(回/年)	事業計画	-	-	-	240	240	240
	実績	189	228	228	235	223	240

注1 表中の平成23年度は、見込み数値です。

注2 二次予防事業対象者予防プラン作成件数は、作成実人員数です。

注3 総合相談件数は、在宅介護、介護保険等の相談内容別に集計した延べ件数です。

注4 第3期介護保険事業計画に該当値がないため、平成18～20年度の事業計画値は「-」としています。

(3) 任意事業の現状

任意事業では、要介護高齢者を介護している介護者を支援する「家族介護支援事業」と、利用者に必要な介護サービス等の適切な提供をするために「介護給付適正化事業」を実施しています。

「家族介護支援事業」は、要介護高齢者を介護している家族等に対し、杉並区の実情を考慮しながら介護負担の軽減と要介護高齢者の在宅生活の継続的支援を図るために、「おむつ等介護用品の支給」、「入院時のおむつ代金助成」や「ほっと一息、介護者ヘルプ」、「認知症高齢者家族安らぎ支援」、「徘徊高齢者探索システム」、「家族介護継続支援」、「家族介護教室」といった事業を実施しています。

また、「介護給付適正化事業」としては、給付費通知を年2回程度、定期的に利用者へ発送し、利用した介護サービスの内容と費用をお知らせしています。不明な点については問い合わせがあり、事業者の不正請求の防止と利用者の介護保険に関する理解に役立っています。

【家族介護支援事業】

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
家族介護教室 (回/年)	事業計画	120	154	154	250	250	250
	実績	178	191	181	215	159	160
認知症高齢者見守り事業 (世帯/年)	事業計画	105	115	125	165	180	180
認知症高齢者家族安 らぎ支援(世帯/年)	実績	28	39	48	51	59	60
徘徊高齢者探索シ ステム(人/年)	実績	61	67	84	76	69	63
家族介護継続支援 (人/年)	事業計画	260	254	260	200	200	200
	実績	143	180	161	193	135	103
家族介護用品							
【おむつ等の支給】 (人/年)	事業計画	3,578	3,637	4,137	3,670	3,850	4,040
	実績	3,540	3,337	3,503	3,710	4,002	4,173
【おむつ代金の助 成】(人/年)	事業計画	23年度から実施事業					262
	実績	23年度から実施事業					130
ほっと一息、介護者へ ルプ (世帯/年)	事業計画	23年度から実施事業					510
	実績	23年度から実施事業					130

注1 表中の平成23年度は、見込み数値です。

## 第4章 第5期介護保険事業計画策定の考え方

高齢者等が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるよう、高齢者・要介護者等の実態調査や介護保険サービスの現状を踏まえ、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）では、下記事項について重点的に取り組みます。

### 1 在宅介護支援体制の充実・強化

高齢者人口の増加や入院期間の短縮傾向により、医療と介護のニーズへの対応が必要な在宅療養者が増加しています。また、要介護等認定者は、何らかの認知症症状を有している割合が高くなっています。さらに、単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、高齢の介護者の介護力低下と介護者に対する負担がますます増大しています。

こうした現状を踏まえ、在宅介護を支えるサービス、在宅医療との連携、認知症に対する地域ケア、相談窓口機能の強化による在宅介護体制を充実強化します。

なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、杉並区では、介護保険以外の生活支援サービスが充実していることなどから、第5期の計画では導入を見込んでいません。

#### (1) 在宅サービスの充実

在宅生活を可能な限り継続していくために、新たなサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護などの介護保険サービスの参入を進めます。また、緊急に家事援助が必要な方にヘルパーを派遣する「生活支援事業」や「寝具洗たく乾燥サービス」、「緊急通報システム」や「配食サービス」など区独自の在宅生活支援サービスや見守りを目的としたサービスの充実に努めます。

#### (2) 在宅療養支援体制の強化

重度の要介護者が在宅で安心して療養するために、地域の医療機関や訪問看護などの在宅医療や介護の関係者が、在宅療養者一人ひとりの個別の事情に合った支援ができるよう連携の強化を推進します。

#### (3) 認知症対策の充実

認知症により記憶力や判断能力が低下した高齢者の権利擁護や認知症に対応した相談体制の強化、医療との連携に努めます。また、地域の中で認知症高齢者やその家族を支援するために、区民に対する認知症ケアの普及啓発に努めます。

#### (4) 介護者支援の充実

在宅生活を継続していく上では、要介護者本人だけでなく介護する家族の負担を可能な限り軽減していくことが重要です。介護者の休息の確保や負担軽減を図るために、介護保険サービスに加え、介護者を対象とした家事代行サービス「ほっと一息、介護者ヘルプ」や「おむつ等介護用品の支給」、「認知症高齢者家族安らぎ支援」など区の独自サ

ービスを充実します。

#### (5) 地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者やその家族の潜在的なニーズを早期に発見し、適切な支援ができるよう地域包括ケアの中心的役割を持つ地域包括支援センターの相談対応能力を一層強化します。

また、介護予防や地域ケア会議などを通して、区民の地域活動を含めた医療や介護等の関係機関との連携強化や地域ケアに向けたネットワーク構築を進めます。

## 2 高齢者の施設・住まいの整備促進

特別養護老人ホームなど入所施設の整備を重点とし、あわせて住み慣れた地域での生活を支える認知症対応型グループホームなど地域密着型サービス基盤の整備を行います。整備にあたり、公有地の活用、公募による民有地での整備など様々な手法を検討、活用し計画的に進めます。

また、介護が必要となっても、所得や要介護度に応じて安心して住み続けられる住宅を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅などについて、住宅施策の所管と共同で計画的に整備を進めます。

## 第5章 介護保険サービス量の見込み

### 1 第5期介護保険事業計画におけるサービス量の推計手順

第5期介護保険事業計画におけるサービス量は、過去のサービス量の実績、今後の高齢者人口、今後の要介護等認定者数、各種計画、高齢者実態調査等を考慮し、推計を行いました。

推計の手順は、以下の図のとおりです。

#### 1 人口・高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

過去の杉並区の人口の実績を基に、総人口、第2号被保険者、第1号被保険者を推計。



#### 2 要介護等認定者の推計

1で推計した高齢者人口を基に、過去の要介護等認定者と高齢者人口の関係から、将来の要介護等認定者を推計。そこに、在宅における介護者の高齢化や単身世帯の増加等の高齢者実態調査・介護保険調査の結果や介護予防事業による効果を反映させ、要介護等認定者数を推計。



#### 3 施設サービス・居住系サービス利用者の推計

2で推計した要介護等認定者数を基に、区の施設整備計画等を考慮し、施設サービス利用者・居住系サービス利用者を推計。



#### 4 標準居宅サービス対象者の推計

2で推計した要介護等認定者、3で推計した施設サービス・居住系サービス利用者の推計を基に、標準居宅サービス対象者を推計。



#### 5 各居宅介護・予防サービス利用者・利用量の推計

4で推計した標準居宅サービス対象者や現状から推計された身体状況別サービス利用者・利用量を基に、各居宅介護サービス、各居宅予防サービスの利用者及び利用量を推計。その際、短期入所サービス・小規模多機能型施設等の施設整備や新サービスの創設による既存サービスへの影響、医療系サービスについて考慮を加え推計。



## 2 今後の人口の推計

(単位：人)

	総人口	40歳～64歳	65歳～	65歳～74歳	75歳～	高齢化率
平成23年	538,475	178,071	104,566	50,643	53,923	19.4%
平成24年	538,932	180,829	104,787	50,297	54,490	19.4%
平成25年	539,280	181,301	107,328	52,363	54,965	19.9%
平成26年	539,504	182,258	109,516	54,654	54,862	20.3%
平成27年	539,967	183,394	111,623	56,617	55,006	20.7%
平成28年	540,291	185,107	112,544	56,990	55,554	20.8%
平成29年	540,477	187,383	112,769	56,388	56,381	20.9%
平成30年	540,544	189,485	112,887	55,832	57,055	20.9%
平成31年	540,494	192,040	112,565	54,789	57,776	20.8%
平成32年	540,660	194,511	112,498	54,154	58,344	20.8%
平成33年	540,696	196,565	112,396	54,366	58,030	20.8%
平成34年	540,609	198,529	112,159	54,052	58,107	20.7%

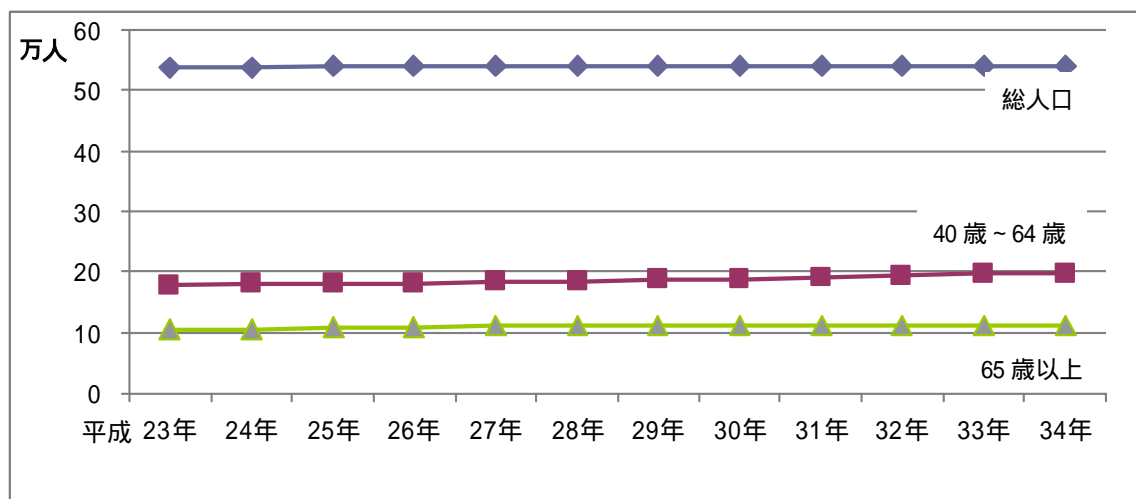
注1 各年1月1日の推計値です(平成23年は実績値)。

注2 各人口数は、住民基本台帳と外国人の登録者数で、住所地特例者は含まれていません。

総人口は、平成22年から23年にかけて減少傾向に転じていますが、今回の推計では、平成33年をピークとして毎年少しずつ増加するものとしています。平成23年の総人口(平成23年1月1日現在)に対し、平成34年の推計値は、2,134人(0.4%)の増加で、ほぼ横ばいとなっています。

高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、平成23年に比べ総人口に占める高齢者の割合は年々増加し、平成26年には20%を超えると推測されます。平成34年の推計値は、平成23年に比べ7,593人の増加、75歳以上の人口も4,184人の増加を見込んでいます。これにより、高齢者の割合も65歳以上で19.4%から20.7%に、75歳以上で10.0%から10.7%に上昇することになります。

### 【人口の推移】



### 3 今後の高齢者人口の推計

【5歳階級別高齢者の人口推移】

(単位：人)

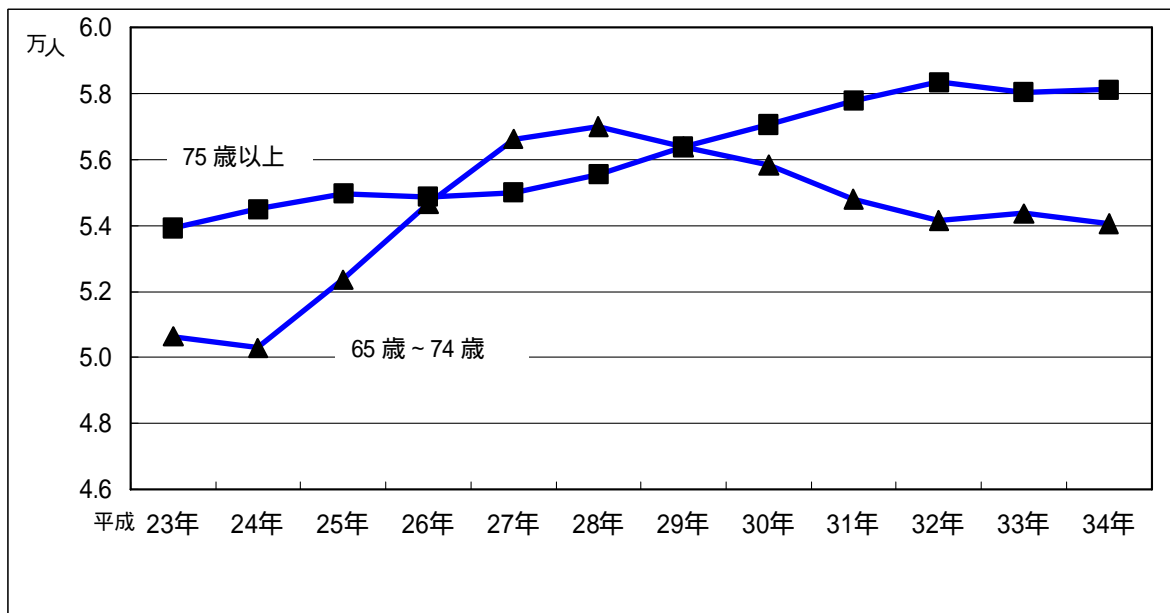
年	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～
平成23年	27,432	23,211	21,692	16,520	9,866	4,198	1,647
平成24年	26,666	23,631	21,615	16,467	10,281	4,438	1,688
平成25年	28,398	23,964	21,354	16,529	10,738	4,585	1,760
平成26年	29,727	24,927	20,588	16,666	11,095	4,736	1,777
平成27年	31,106	25,510	20,202	16,651	11,356	4,969	1,829
平成28年	32,303	24,687	19,963	16,946	11,405	5,307	1,934
平成29年	32,387	24,001	20,390	16,919	11,446	5,573	2,052
平成30年	30,190	25,642	20,738	16,756	11,570	5,851	2,140
平成31年	27,882	26,907	21,601	16,173	11,733	6,068	2,201
平成32年	25,944	28,210	22,134	15,902	11,777	6,222	2,309
平成33年	25,070	29,297	21,423	15,781	12,066	6,270	2,489
平成34年	24,704	29,348	20,857	16,187	12,102	6,322	2,639

注1 各年1月1日の推計値です(平成23年は実績値)。

注2 各人口数は、住民基本台帳と外国人の登録者数で、住所地特例者は含まれていません。

「前期高齢者(65歳～74歳)」は、団塊の世代が65歳になる平成25年から平成27年まで急増しますが、平成29年以降は、徐々に減少していくと推測されます。「後期高齢者(75歳以上)」は、平成26年には、いったん減少し、その後徐々に増加しますが、平成33年には、また減少すると推測されます。

【前期高齢者(65歳～74歳)と後期高齢者(75歳以上)の人口推移】



#### 4 被保険者数の推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総人口	540,476	540,727	541,129
第2号被保険者(人) (40歳以上64歳以下)	181,470	182,308	183,402
第1号被保険者(人) (65歳以上)	107,688	109,958	112,081
高齢化率(%)	19.9	20.3	20.7
前期高齢者(人) (65歳以上74歳以下)	51,569	53,789	55,819
後期高齢者(人) (75歳以上)	56,119	56,170	56,262

注1 事業計画の総人口は、各年度10月1日の基準で推計を行いました。

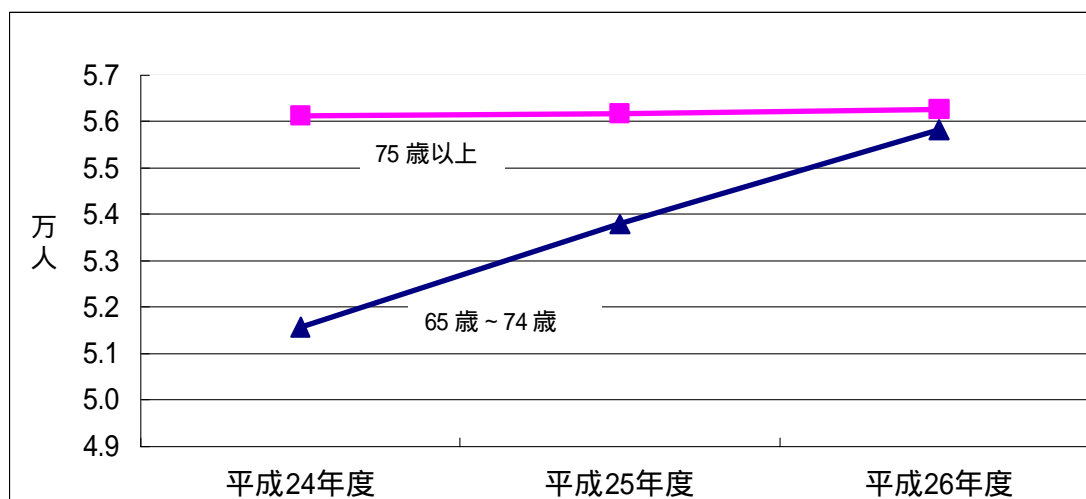
注2 人数には、住所地特例者が含まれています。

人口推計を基に、第5期介護保険事業計画期間(平成24年度～26年度)の10月1日現在の第1号被保険者数(住所地特例者を含む)及び第2号被保険者数を推計しました。

第5期計画の期間中、第1号被保険者数は、約4,400人の増加が予測されていますが、増加の理由は、「前期高齢者(65歳～74歳以下)」の増加であり、「後期高齢者(75歳以上)」は、ほぼ横ばいの人数であることが推測されます。

【保険者数の推移のグラフ】

各年度の10月1日



## 5 要介護等認定者数の推計

### (1) 要介護等認定者の推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第1号被保険者(65歳以上)	107,688	109,958	112,081
要介護等認定者(人)	21,814	22,196	22,565
65歳以上人口比(%)	20.3	20.2	20.1

注1 表中の人数は、各年度10月1日の人数です。

注2 表中の要介護等認定者には第2号被保険者を含みます。

要介護等認定者数は、推計した高齢者人口と過去の要介護等認定者との実績等を基に推計しました。

要介護等認定者は平成24年度以降も増加し、平成26年度には23年度(実績:20,812人)に比し1,753人(8.4%)増加すると見込んでいます。

### (2) 要介護度別認定者の推計

(単位:人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援1	3,881	3,925	3,962
要支援2	2,543	2,584	2,621
要介護1	3,694	3,763	3,828
軽度者小計	10,118	10,272	10,411
要介護2	3,771	3,842	3,913
要介護3	2,612	2,662	2,712
要介護4	2,587	2,640	2,694
要介護5	2,726	2,780	2,835
中・重度者小計	11,696	11,924	12,154
合 計	21,814	22,196	22,565

注1 表中の人数は、各年度10月1日の人数です。

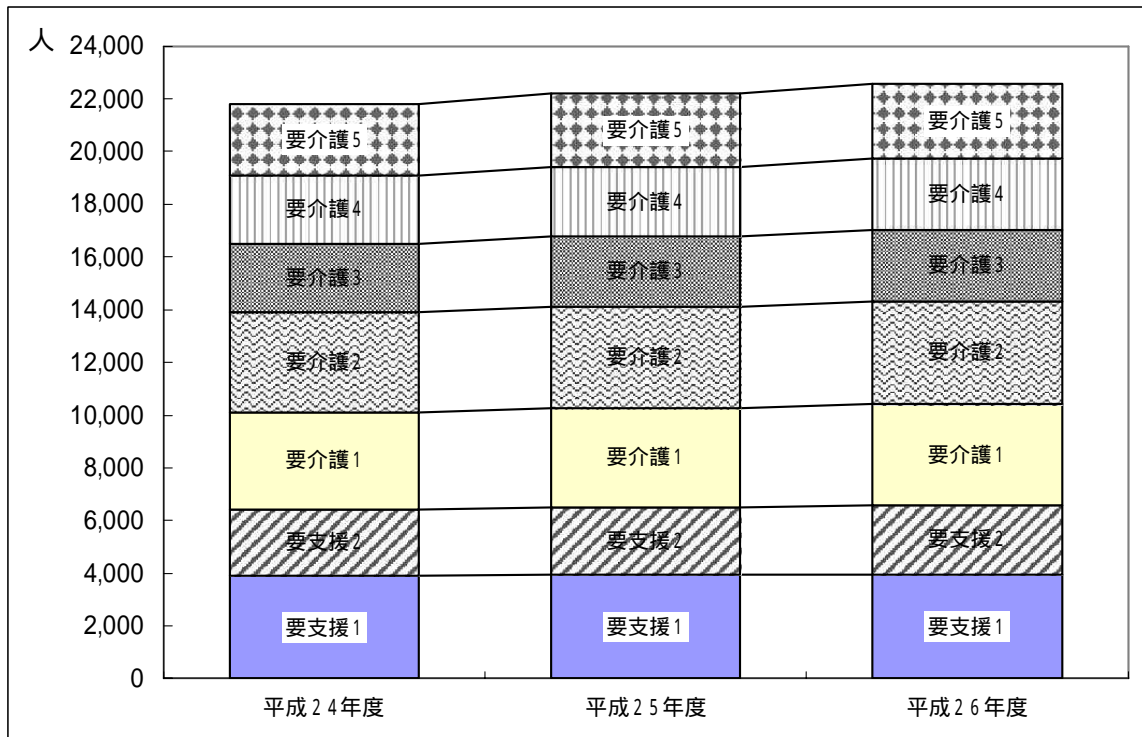
注2 表中の人数には第2号被保険者を含みます。

要介護度別の推計は、過去の実績を基に推計しています。

平成 24 年度には、要介護等認定者全体に占める軽度（要支援 1 ～ 要介護 1）の要介護等認定者数の割合は 46.4%、中・重度（要介護 2 ～ 要介護 5）の要介護認定者数の割合は 53.6%、平成 25 年度には、軽度の割合は 46.3%、中・重度の割合は 53.7%、平成 26 年度には、軽度の割合は 46.1%、中・重度の割合は 53.9%になるものと見込んでいます。

これを平成 23 年度における割合（軽度の割合は 46.8%、中・重度の割合は 53.2%）と比較すると、軽度者の割合が減少し、中・重度者の割合が増加するものと予測されます。

【要介護度別認定者の推移グラフ】



## 6 サービス利用者の見込み

### (1) 介護保険サービス別利用者等の見込み

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護等認定者(人)		21,814	22,196	22,565
介護保険サービスの利用者(人)		18,243	18,839	19,437
内 訳	施設サービス利用者(人)	2,536	2,606	2,740
	居住系サービス利用者(人)	2,278	2,489	2,690
	標準居宅サービス利用者(人)	13,429	13,744	14,007
	内 訳			
	標準居宅介護サービス利用者 (人)	9,525	9,719	9,863
	標準居宅予防サービス利用者 (人)	3,904	4,025	4,144

注1 表中の人数は、各年度10月1日の人数です。

注2 施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。

注3 居住系サービスとは、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護です。

注4 標準居宅サービスとは、施設サービス及び居住系サービスを除いた介護保険のサービスです。

要介護等認定者の増加とともに、介護保険サービスの利用者も増加し、全体のサービス利用者については、平成26年度には平成23年度（実績：16,427人）に比べ3,010人（18.3%）増加すると見込んでいます。各サービス別に、平成26年度と平成23年度を比較すると、施設サービスは184人（7.2%）の増加、居住系サービスは487人（22.1%）の増加、標準居宅サービスは2,339人（20.0%）の増加になると見込んでいます。

( 2 ) 施設・居住系サービスのサービス量の見込み

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設・居住系サービス利用者数(人)		4,814	5,095	5,430
施設サービス利用者数(人)		2,536	2,606	2,740
内 訳	介護老人福祉施設(人)	1,599	1,664	1,794
	介護老人保健施設(人)	602	614	639
	介護療養型医療施設(人)	335	328	307
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(人)	0	0	0
居住系サービス利用者数(人)		2,278	2,489	2,690
内 訳	特定施設入居者生活介護(人)	2,044	2,217	2,388
	認知症対応型共同生活介護(人)	234	272	302
	地域密着型特定施設入居者生 活介護(人)	0	0	0

注 1 表中の人数は、各年度 10 月分の利用人数です。

注 2 表中の人数には、第 2 号被保険者の利用者を含みます。

注 3 表中の人数には、要支援認定者の利用者を含みます。

施設・居住系サービスの利用者数は、平成 26 年度には 5,430 人となり、平成 23 年度(実績：4,759 人)と比較すると、671 人(14.1%)増加すると見込んでいます。

施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)及び認知症対応型共同生活介護(認知症対応型グループホーム)については、「高齢者の介護基盤整備に関する安全・安心プラン(資料編 P 68 参照)」における区の施設整備計画及び民間事業所による整備計画の意向と過去の給付実績を基に推計しました。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模な特別養護老人ホーム)及び地域密着型特定施設入居者生活介護(小規模な有料老人ホーム)は、事業者の参入意向が極めて低く、整備が進まない状況のため、第 5 期介護保険事業計画では、計画数を見込んでいません。

施設・居住系サービスの今後の整備計画については、「資料編 P 67」に記載しています。

( 3 ) 標準居宅介護サービス対象者、標準居宅サービス利用者等の見込み

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
標準居宅サービス対象者(人)	17,000	17,100	17,135
標準居宅サービス利用率(%)	79.0	80.4	81.7
標準居宅サービス利用者(人)	13,429	13,744	14,007
標準居宅介護サービス対象者(人)	10,780	10,808	10,780
標準居宅介護サービス利用率(%)	88.4	89.9	91.5
標準居宅介護サービス利用者(人)	9,525	9,719	9,863
標準居宅予防サービス対象者(人)	6,220	6,292	6,355
標準居宅予防サービス利用率(%)	62.8	64.0	65.2
標準居宅予防サービス利用者(人)	3,904	4,025	4,144

注 1 表中の人数は、各年度 10 月 1 日の人数です。

注 2 表中の人数には、要支援認定者の利用者を含みます。

介護保険サービスから施設サービス及び居住系サービスを除いた標準居宅サービスの利用者数は、平成 26 年度は 14,007 人となり、平成 23 年度(実績: 11,668 人)と比較すると、2,339 人(20.0%)増加すると見込んでいます。

各サービス別に、平成 26 年度と平成 23 年度を比較すると、要介護者を対象とする標準居宅介護サービスは、1,863 人(23.3%)の増加、要支援者を対象とする標準居宅予防サービスは、476 人(13.0%)増加するものと見込んでいます。



(4) 標準居宅介護サービス量の見込み

サービスの種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問介護 (回/月)	82,531	84,589	86,619
訪問入浴介護 (回/月)	2,729	2,832	2,936
訪問看護 (回/月)	10,227	10,763	11,286
訪問リハビリテーション (回/月)	1,584	1,646	1,686
居宅療養管理指導 (人/月)	3,547	3,920	4,304
通所介護 (回/月)	37,136	40,391	43,679
通所リハビリテ - ション (回/月)	3,815	3,967	4,119
短期入所生活介護 (床/月)	8,582	8,979	9,376
短期入所療養介護 (床/月)	1,199	1,223	1,230
福祉用具貸与 (人/月)	4,917	5,117	5,330
福祉用具購入 (人/月)	151	167	182
住宅改修 (人/月)	118	128	139
居宅介護支援 (人/月)	7,619	8,034	8,403

注1 サービス利用は各年度 10 月の利用分の推計です。

注2 表中のサービス利用量には第 2 号被保険者の利用量も含まれます。

標準居宅サービスのうち、要介護認定者への各サービスの利用量（地域密着型サービスを除く。）は、対象者の推計人数や過去の給付実績等を基に見込みました。推計にあたっては、要介護認定者の増加によるサービス必要量の増に加え、短期入所生活介護（ショートステイ）の施設整備、在宅の単身世帯の増加等も考慮して、見込んでいます。また、訪問介護は、地域密着型サービスとして新たに導入された定期巡回・随時対応型訪問介護看護に移行する利用者も考慮して推計しています。

( 5 ) 標準居宅予防サービス量の見込み

サービスの種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防訪問介護 (人/月)	2,440	2,533	2,629
介護予防訪問入浴介護 (回/月)	10	10	11
介護予防訪問看護 (回/月)	821	894	963
介護予防訪問リハビリテーション (回/月)	60	62	63
介護予防居宅療養管理指導 (人/月)	233	242	253
介護予防通所介護 (人/月)	1,402	1,503	1,600
介護予防通所リハビリテ - ション (人/月)	122	126	131
介護予防短期入所生活介護 (床/月)	114	131	142
介護予防短期入所療養介護 (床/月)	2	2	2
介護予防福祉用具貸与 (人/月)	990	1,079	1,170
介護予防福祉用具購入 (人/月)	44	49	54
介護予防住宅改修 (人/月)	62	65	68
介護予防支援 (人/月)	3,502	3,750	3,935

注 1 サービス利用は各年度 10 月の利用分の推計です。

注 2 表中のサービス利用量には第 2 号被保険者の利用量も含まれます。

標準居宅サービスのうち、要支援認定者への各サービスの利用量（地域密着型サービスを除く。）は、対象者の推計人数や過去の給付実績等を基に見込みました。

(6) 地域密着型サービス量の見込み

サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
標準 居宅 サー ビス	夜間対応型訪問介護 (人/月)	153	159	168
	認知症対応型通所介護 (回/月)	4,065	4,348	4,628
	小規模多機能型居宅介護 (人/月)	37	50	68
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/月)	60	75	90
	複合型サービス (小規模多機能居宅介護 + 訪問看護) (人/月)	0	0	0
施設 居住 系サ ービ ス	認知症対応型共同生活介護 (人/月)	234	272	302
	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (人/月)	0	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/月)	0	0	0

注 1 表中の数値は、各年度 10 月時点の数値です。

注 2 表中の人数のうち、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は要支援認定者の利用者を含みます。

注 3 施設・居住系サービスについては、「(2)施設・居住系サービスのサービス量の見込み」にも掲載しています。

標準居宅サービスのうち、地域密着型サービスの利用量は、対象者の推計人数、過去の給付実績、区の施設整備計画等を基に、将来の要介護等認定者の増加や在宅の単身世帯の増加等も考慮して、見込みました。

第 5 期から始まる新たなサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、事業者の参入意向を把握しながら、一定のサービス提供量を見込みました。また、夜間対応型訪問介護は、このサービスの影響を考慮して推計しています。

複合型サービス(小規模多機能型居宅介護と訪問看護が合体したサービス)については、サービスを提供する事業者の参入意向が低く、第 5 期介護保険事業計画では、計画数値を見込んでいません。

## 第6章 地域支援事業

高齢者が自分らしい生活を長く続けるために、NPO や民間事業者と協働し、介護予防・認知症予防の普及啓発を推進し介護予防事業の充実に努めます。

また、高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう地域包括支援センターを核とした相談体制の充実とともに、地域の関係機関との協働により介護者の負担軽減のための支援を行います。

### 1 介護予防事業

#### (1) 二次予防事業対象者把握事業

生活機能に低下がみられる高齢者に、要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活を送っていただくために、介護予防基本チェックリストによる二次予防事業対象者の早期発見に努めます。二次予防事業対象者数は、これまでの実績から高齢者人口の9.0%と見込んでいます。

#### 【二次予防事業対象者の把握】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
65 歳以上の高齢者人口(人)	107,688	109,958	112,081
二次予防事業対象者把握 見込み数(人)	9,692	9,896	10,087
対 65 歳以上の高齢者人口 の割合(%)	9.0	9.0	9.0

注1 表中の数値は、各年度 10 月 1 日の基準による推計です。

#### (2) 二次予防事業

二次予防事業対象者に対して、運動器の機能低下や低栄養、口腔機能低下などの介護リスクに応じた介護予防プログラムを利用するよう積極的に働きかけ、対象者の 1 割以上が事業を利用することを目標とします。

介護予防事業としては、多数の方がプログラムに参加する通所型と、うつ、認知症、閉じこもりの恐れのある方等を専門職（看護師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等）が個別に指導する訪問型があります。

介護予防事業の実施にあたっては、二次予防事業利用者が要支援・要介護状態とならずに心身機能が維持改善する割合を 85%と目標設定し、各プログラムの充実に努めます。

【二次予防事業利用者数の見込みと効果目標】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二次予防事業利用者数(実人数)		969	1,089	1,210
対二次予防事業対象者割合(%)		10.0	11.0	12.0
介護予防事業プログラム(定員数)				
通所型	運動器の機能向上プログラム (転倒予防)(人/年)	350	370	400
	運動器の機能向上プログラム (筋力アップ)(人/年)	225	225	225
	運動器の機能向上プログラム (腰膝痛予防)(人/年)	150	210	300
	口腔機能の向上プログラム (人/年)	120	132	144
	複合プログラム (こころとからだ元気)(人/年)	150	170	200
訪問型	訪問指導(人/年)	97	109	121
効果目標				
維持改善者の割合(%)		85.0	85.0	85.0

注 1 表中の効果目標の維持改善者の割合は、二次予防事業利用者数に対する維持改善者数の割合です。

(3) 一次予防事業

活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持や向上に向けた取組みを行います。

**介護予防普及啓発事業**

講演会やイベントの開催や情報誌の発行等を通じて、介護予防の基本的な知識の普及啓発を行います。また、運動・栄養・口腔機能に関する高齢者の健康づくりにつながる介護予防教室や、ウォーキングや知的好奇心を刺激するプログラムを取り入れた認知症予防教室などを実施し、介護予防・認知症予防の普及啓発を図ります。

**地域介護予防活動支援事業**

地域ささえ愛グループ等介護予防活動を目的とした自主グループ活動の支援や介護予防サポーター・ウォーキングリーダー等の区民ボランティアを育成し、社会参加活動を通じた介護予防地域活動を支援し、地域で支えあう介護予防活動を推進します。

## 2 包括的支援事業

高齢者の在宅生活を総合的に支援するために、地域包括支援センターを核として、在宅介護や介護予防・認知症予防、高齢者虐待防止等の相談対応力の機能を強化します。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が安心して生活できるよう行政・医療機関・サービス事業者・民生委員や各種ボランティア等、地域のつながりを推進する地域づくりに取り組みます。

さらに、医療ニーズを抱えた在宅療養の要介護高齢者や認知症高齢者に適切な支援を行うため、医療と介護の連携を一層強化する相談支援体制を充実していきます。

### 【包括的支援事業】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二次予防事業対象者予防プラン作成(件/年)	969	1,089	1,210
総合相談・虐待防止対策・権利擁護相談支援(件/年)	172,895	190,185	209,204
地域ケア会議開催(回/年)	240	240	240
たすけあいネットワーク地域連絡会(回/年)	240	240	240

## 3 任意事業

高齢化の進展に伴い、介護や医療を必要としながら在宅で暮らし続ける高齢者が増加し続けています。在宅における介護期間の長期化や介護者の高齢化、核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、高齢者世帯は孤立する傾向にあり、介護者の心身の負担は一層増大しています。

高齢者とその家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者の支援だけでなく、介護者の負担軽減を進めることが大切です。「ほっと一息、介護者ヘルプ」事業や「認知症高齢者家族安らぎ支援」事業など、家族介護支援事業のより一層の充実を図るとともに、介護者の負担感を軽減し介護者がともに支えあうことができる事業を実施します。

【家族介護支援事業】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護教室 (回/年)	246	246	246
認知症高齢者見守り事業			
認知症高齢者家族安ら ぎ支援(世帯/年)	65	65	65
徘徊高齢者探索システ ム(人/年)	60	60	60
家族介護継続支援 (人/年)	150	150	150
家族介護用品			
【おむつ等の支給】 (人/年)	4,283	4,582	4,902
【おむつ代金の助成】 (人/年)	286	306	327
ほっと一息、介護者ヘルプ (世帯/年)	560	590	620

## 第7章 介護保険事業費の見込み及び保険料

### 1 介護保険事業費の見込み

保険料の算定の基礎となる、平成24年度から26年度までの事業費の見込みは、下表のとおりです。なお、事業費には介護保険サービスに係る費用のうち利用者が負担する費用は含んでいません。

単位(千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
保険給付費	31,837,323	33,737,911	35,845,439	101,420,673
居室サービス給付費	21,511,888	23,044,685	24,542,378	69,098,949
施設サービス給付費	8,741,329	8,961,079	9,371,397	27,073,805
その他給付費	1,584,106	1,732,147	1,931,664	5,247,917
地域支援事業の費用	953,758	1,010,654	1,073,746	3,038,158
介護予防事業の費用	326,430	345,903	367,497	1,039,830
包括的支援事業の費用	581,770	616,475	654,960	1,853,205
任意事業の費用	45,558	48,276	51,289	145,123
合 計	32,791,081	34,748,565	36,919,185	104,458,831

注1 その他の保険給付費は高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料の合計です。

注2 千円単位で四捨五入しているため、計とあわないものがあります。

#### (1) 保険給付費の財源内訳

介護保険サービスを利用する場合、利用者は費用の1割が自己負担となりますが、残りの9割は保険給付費から給付されます。この保険給付費の財源は、保険料と区、国、東京都の負担する公費により賄われます。

第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の負担割合は、全国の人口比率や所得状況により定められますが、高齢化率の上昇により第5期の負担割合は、第1号被保険者は21%(第4期は20%)、第2号被保険者は29%(第4期は30%)に変更になります。

#### (居室サービス給付費の財源構成)

	介護給付費(施設等分)		介護給付費(居室分)	
	第4期	第5期	第4期	第5期
国(調整交付金5%含む)	20%	20%	25%	25%
東京都	17.5%	17.5%	12.5%	12.5%
杉並区	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
第1号被保険者	20%	21%	20%	21%
第2号被保険者	30%	29%	30%	29%



## (2) 地域支援事業の財源内訳

地域支援事業に必要な費用は、利用者負担を除き、保険料と区、国、東京都の負担する公費により賄われます。第5期計画期間の負担割合は以下のとおりです。

	介護予防事業		包括的支援事業・任意事業	
	第4期	第5期	第4期	第5期
国	25%	25%	40%	39.5%
東京都	12.5%	12.5%	20%	19.75%
杉並区	12.5%	12.5%	20%	19.75%
第1号被保険者	20%	21%	20%	21%
第2号被保険者	30%	29%	0	0

## 2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料

第1号被保険者の保険料の額は、介護保険事業費の見込みを基にして、保険者(区)が定めます。(第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の保険料は加入している医療保険者が定めます。)

杉並区における第5期事業計画期間(平成24年度から26年度まで)の第1号被保険者の保険料は、次のように改定することとしました。

### (1) 第1号被保険者の保険料

第5期における介護保険料は、下記のような条件のもと試算すると保険料算定基礎額は5,510円となります。

高齢化の進展による介護保険事業費の自然増

介護保険事業費(第4期総額857億円 第5期総額1,045億円)

認定者数(平成23年度20,812人 平成26年度22,565人)

第1号被保険者負担率のアップ(20% 21%)

介護報酬の1.2%のプラス改定

地域区分の増額見直し(15% 18%)

介護基盤の整備推進(介護老人福祉施設の開設(300人)、介護老人保健施設の開設(100人)、認知症対応型グループホームの開設(108人)等)

この保険料算定基礎額に、以下の(2)(3)の措置を行うことにより、第5期の基準月額額は5,200円となります。

## (2) 保険料段階の多段階化

保険料設定にあたっては、保険者(区)が被保険者の負担能力に応じたきめ細かな段階数及び保険料率の設定ができることとなっており、第4期の11段階の所得段階を第5期では14段階に多段階化します。

### 第3段階の細分化

現行の第3段階について、保険者の判断で細分化することが制度上可能となったため、次のように所得段階を細分化します。

第4期		第5期	
段階	条件	段階	条件
3	非課税世帯者で、本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える	3	非課税世帯者で、本人の年金収入と合計所得金額の合計が、80万円を超え120万円以下
		4	非課税世帯者で、本人の年金収入と合計所得金額の合計が、120万円を超える

### 第10段階及び第11段階の細分化

現行の10段階及び第11段階について、所得の幅が広いことやより負担能力に応じた負担割合を設定するため、次のように所得段階を細分化します。

第4期		第5期	
段階	条件	段階	条件
10	本人課税合計所得金額500万円以上1,000万円未満	11	本人課税 合計所得金額 500万円以上700万円未満
		12	本人課税 合計所得金額 700万円以上1,000万円未満
11	本人課税合計所得金額1,000万円以上	13	本人課税 合計所得金額 1,000万円以上1,500万円未満
		14	本人課税 合計所得金額 1,500万円以上

### 負担能力に応じた料率の設定

各段階の料率について見直し、低所得者の負担に一定の配慮をおこなうとともに負担能力に応じたよりきめ細かい保険料率を設定します。

### (3) 介護保険給付費準備基金等の活用

介護保険給付費準備基金は、第1号被保険者の保険料の剰余分を積み立て、3年間の事業計画期間中の財政運営を安定化させるために設置されていますが、平成23年度末で約13億円の積み立て額になると見込まれます。第5期においては、この準備基金の約75%（約10億円）を取り崩し、保険料の増加を抑制します。

また、介護保険法の改正により都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となったため、東京都から交付された財政安定化基金（約3億円）を活用し、保険料の増加を抑制します。

#### 【第4期と第5期の保険料の抑制比較】

第4期			第5期	
第4期 算定基礎月額  4,470円	介護従事者処遇改善臨時特例基金の活用 (90円)	➔	第5期 算定基礎月額  5,510円	財政安定化基金の活用 (77円)
	給付費準備基金の活用 (380円)			給付費準備基金の活用 (233円)
	第4期基準月額 4,000円 470円の引き下げ			第5期基準月額 5,200円 310円の引き下げ

以上により、第5期（平成24年度から26年度まで）における第1号被保険者の保険料は、下記のように設定することとしました。

保険料段階	対象者	保険料月額 (年額)
第1段階 基準月額×0.44	世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者の方	2,300円 (27,600円)
第2段階 基準月額×0.44	世帯全員が区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	2,300円 (27,600円)
第3段階 基準月額×0.65	世帯全員が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	3,400円 (40,800円)
第4段階 基準月額×0.79	世帯全員が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	4,100円 (49,200円)
第5段階 基準月額×0.85	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	4,400円 (52,800円)

第6段階 基準月額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	5,200円 (62,400円)
第7段階 基準月額×1.07	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円未満)	5,550円 (66,600円)
第8段階 基準月額×1.20	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	6,250円 (75,000円)
第9段階 基準月額×1.40	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	7,300円 (87,600円)
第10段階 基準月額×1.60	本人が区民税課税の方 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	8,300円 (99,600円)
第11段階 基準月額×1.81	本人が区民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	9,400円 (112,800円)
第12段階 基準月額×2.00	本人が区民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1,000万円未満)	10,400円 (124,800円)
第13段階 基準月額×2.20	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満)	11,450円 (137,400円)
第14段階 基準月額×2.40	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1,500万円以上)	12,500円 (150,000円)

保険料率は、小数点第3位で四捨五入しています。  
第4期との比較については、「資料編 P71」に記載しています。

### 3 保険料の独自減免の継続

第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料額が設定されており、低所得者に対しては、基準額から軽減された保険料額が適用されています。また、災害や失業等により年度途中で負担能力が著しく低下する場合に対応して、保険料の減免を実施しています。

こうした低所得者への配慮に加え、資産の少ない生計困難な高齢者に対して、さらにきめ細かな配慮を行うため、第4期から、所得段階が第1段階から第3段階までのいずれかに該当（生活保護受給者等は除く）し、収入・預貯金が一定額以下である等の要件を満たす方を対象に、該当保険料額を2分の1に減額する区独自の保険料の減免を実施しています。

引き続き、第5期においても、第4期と同条件（第5期における所得段階は第1段階から第4段階までの方）の要件を満たす方を対象に、該当保険料額を2分の1に減額する区独自の保険料の減免を実施します。

## 第 8 章 介護保険事業の円滑な運営を目指して

### 1 介護保険サービス等の適切な利用の促進

#### (1) 介護サービス情報の提供

介護保険に関するパンフレット、第 1 号被保険者への通知書、区広報などの活用により、高齢者に必要な情報をわかりやすく提供し、介護保険制度への理解の普及に努めます。

公式ホームページ上で介護保険制度をわかりやすく説明するとともに、現在実施している「介護サービス空き情報」(短期入所生活介護(ショートステイ)、介護老人保健施設、居宅介護支援、通所介護の 4 つのサービスの空き情報を掲載)について、さらに充実するよう努めます。

冊子類として、介護サービス事業者の団体が監修する「介護サービス事業者ガイドブック(区内介護サービス事業所一覧)」や介護保険の制度やサービスの内容を記載した「介護保険利用者ガイドブック」を配布し、必要な介護サービスを適切に選択できるよう情報を提供していきます。

また、新たな地域密着型サービスが導入されることに伴い、まだ区民への理解が低い小規模多機能型居宅介護も含め、区民への地域密着型サービスの PR に努めます。

#### (2) 福祉サービス第三者評価の実施

第三者評価では、東京都が選定した評価機関が第三者の立場からサービス評価を行います。特に小規模多機能型居宅介護事業者と認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に第三者評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図ることが求められています。区は、介護サービス事業者の第三者評価の受審を支援し、介護サービスの質の向上に努めます。

#### (3) 相談・苦情処理体制の整備

介護保険制度における保健福祉・医療サービスを有効に活用していくためには、被保険者である区民の立場で相談を行い、身近な地域で利用できる仕組みが不可欠です。高齢者の相談には、地域包括支援センターや区役所などの窓口をはじめ、介護保険相談員、まちかど介護相談薬局など多くの窓口で対応します。

また、国民健康保険団体連合会において苦情対応がなされているほか、東京都介護保険審査会等においては不服申し立ての審査が行われています。

区は、窓口寄せられた苦情に対して区民の意向を聴き、事業者への事実照会も行い解決に努めます。また、各相談窓口寄せられる、介護サービスに対する意見、苦情の原因や問題点を的確に把握し、必要に応じ他の事業者に周知する等により、苦情の発生防止に努めていきます。

#### (4) 個人情報の保護

介護保険事業に関連して取り扱われる個人情報は、心身の機能や疾病の状況、生活歴など慎重な取り扱いが求められるものであり、その保護が適切に行われることが必要です。

区は、関係法令を踏まえ、事業者における個人情報の安全管理、第三者提供についてのサービス開始時における利用者の同意（利用者の家族の個人情報については、その家族の同意）の取得等が徹底されるように、事業者への集団指導や個別の実地指導等を通して指導していきます。

## 2 介護保険サービスの質の向上

### (1) 研修事業の支援

介護サービスの質は事業所で働く職員により確保されるところが大きく、人材の質の確保が重要です。このため、介護サービス事業者やその団体、国、都道府県及び市区町村がそれぞれの役割を果たし、人材の質的向上に取り組む必要があります。

区は、介護技術のスキルアップや管理者・責任者・主任介護支援専門員等に向けての研修会に対し、講師派遣や会場提供を行うことなどにより、介護サービス事業者の研修事業を支援していきます。

### (2) 介護人材の確保・定着支援

介護保険サービスを適切に提供するには、介護従事者の確保が欠かせません。介護分野においては、離職率はやや改善されましたが、依然として慢性的な介護人材不足があります。

区は、ハローワークや東京都福祉人材センター等の協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の新規介護従事者の確保に努めます。また、介護職員の離職を防止するため、講習会などを開催し、職員の定着支援に取り組めます。

### (3) 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを事業者がルールに従って適切に提供するよう促すものです。介護給付の適正化については、区は認定調査の点検、給付費通知の発出、医療情報との突合・縦覧点検等に取り組むとともに区内介護サービス事業所の実地指導等に取り組めます。さらに、福祉用具購入や住宅改修の点検等にも積極的に取り組んでいきます。今後も「東京都介護給付適正化プログラム」を踏まえ、引き続きこうした取組を行っていきます。

#### (4) 指導(実地指導・集団指導)の実施

介護保険の適正な運営とより良いケアの実現に向けて、法令を遵守し、介護サービスの質の確保・向上を図ることを目的として、介護保険サービス事業所への「実地指導」と「集団指導」に取り組みます。「実地指導」は該当事業者を選択し、自立支援や虐待防止、身体拘束廃止等に向けた事業者の取組等を個別に把握して行います。「集団指導」は、対象サービスの事業者を集め、制度や事例の説明を行い、周知や理解の促進を図ります。

地域密着型サービスについては、事業所の開設後はすべての事業者を対象に定期的に実地指導を行い、質の高い介護保険サービスの提供を確保していきます。東京都指定の介護サービス事業所については、計画的に実施するほか介護報酬の支払いや苦情相談の状況から選定した事業所を対象に実地指導を行い、質の高いサービスを確保していきます。

#### (5) 地域密着型サービス等の指定及び運営基準の策定

地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護保険サービスであり、事業者の指定は杉並区が行います。区は地域密着型サービス事業者が、基準に照らし適正で、かつ、質の高いサービスを提供することができるよう、指定申請を行う前の計画段階から相談を受けます。

また、地方分権改革推進計画により、地域密着型サービスの運営基準等に関して、区の条例で定めることとなります。今後は、地域の実態に合った条例の運用に努めていきます。

### 3 介護保険運営協議会の役割

杉並区介護保険運営協議会は、区民の幅広い意見を介護保険事業に反映させるため、区民、区議会議員、学識経験者、医師・歯科医師・薬剤師等保健医療関係者及び民生委員・介護保険サービス事業者等福祉関係者で構成し、介護保険事業計画、介護保険事業に係る相談苦情、地域包括支援センター評価等について必要な審議を行い区に意見を述べます。

また、区民及び事業者は、介護保険運営協議会に対し介護保険事業に関する施策等について意見を申し出ることができる仕組みとなっています。

今後も、区は、介護保険運営協議会の意見を尊重し、適切な介護保険の運営を行っていきます。

# 資料編

1	高齢者・要介護等認定者（居宅）の現状	
	「高齢者の生活実態と意識に関する調査」	6 1
	「介護保険に関する調査」	6 3
2	日常生活圏域について	
(1)	日常生活圏域の名称	6 5
(2)	日常生活圏域図	6 5
(3)	各圏域の現状	6 6
3	今後の施設等の整備について	
(1)	施設サービス	6 7
(2)	地域密着型サービス	6 8
4	高齢者向け住まい・施設の概要	6 9
5	保険料額・保険料率の第4期計画との比較	7 1



# 1 高齢者・要介護等認定者（居宅）の現状

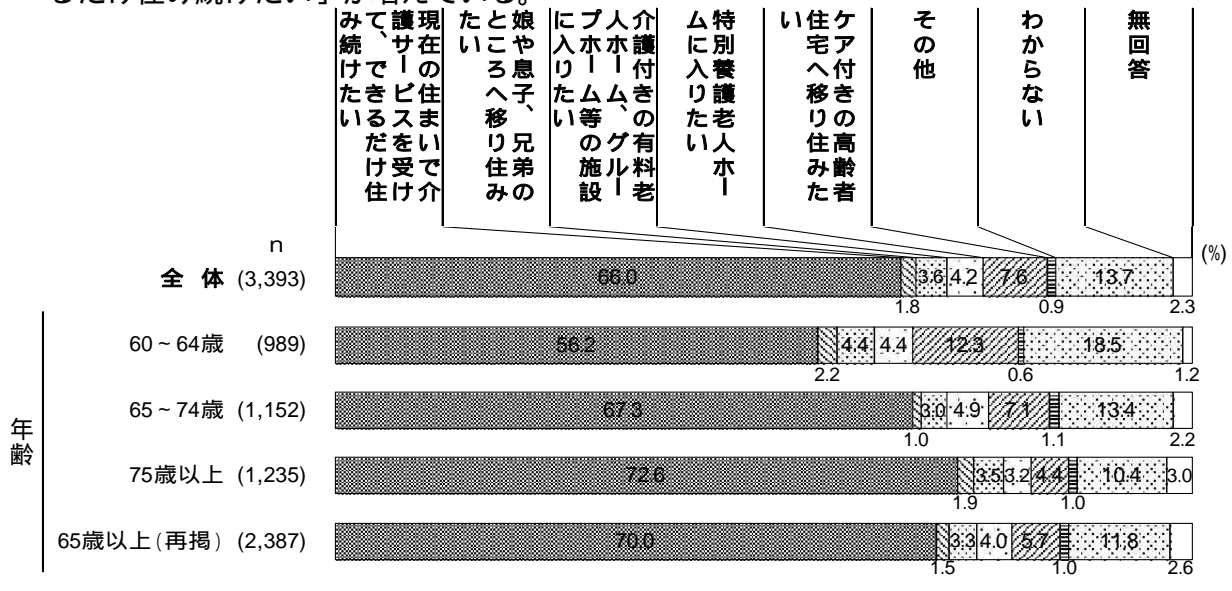
計画策定の基礎資料を得ることを目的として、「高齢者の生活実態と意識に関する調査」と「介護保険に関する調査」を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

## 高齢者の生活実態と意識に関する調査

### 介護が必要になった場合希望する住まいの形態(問15)

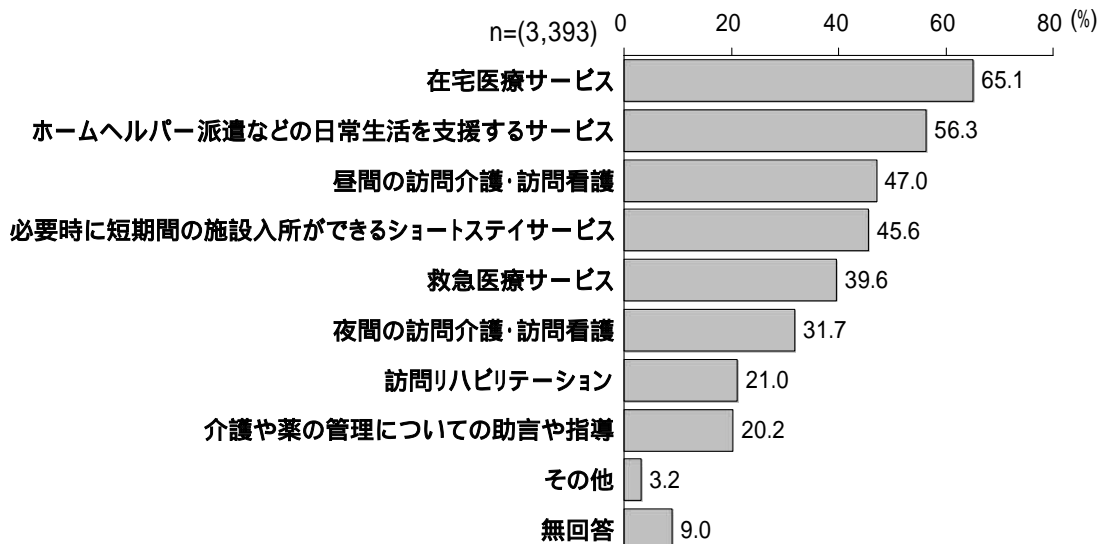
将来希望する介護形態は、「現在の住まいで介護サービスを受けて、できるだけ住み続けたい」の割合が66.0%で最も多く、約3人に2人の割合であった。

年齢別で見ると、年齢があがるほど、「現在の住まいで介護サービスを受けて、できるだけ住み続けたい」が増えている。



### 自宅介護のために必要なサービス(問16)

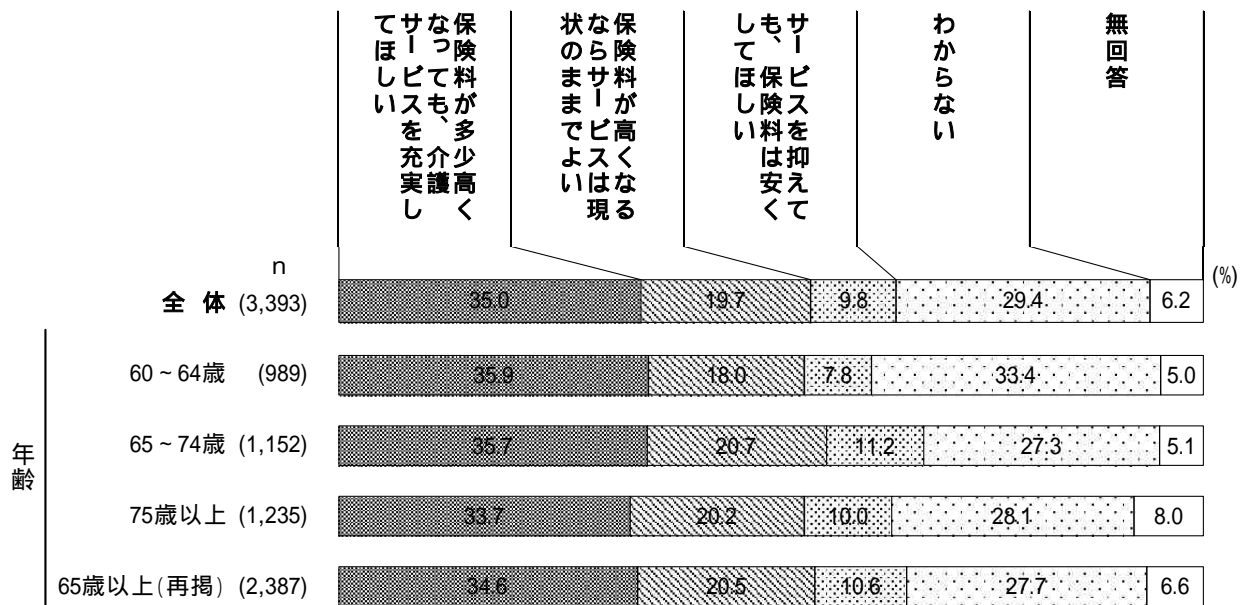
自宅介護のために必要なサービスは、「在宅医療サービス」の割合が65.1%で最も多く、以下、「ホームヘルパー派遣などの日常生活を支援するサービス」(56.3%)、「昼間の訪問介護・訪問看護」(47.0%)の順となっている。



### 介護サービスと保険料のあり方(問30)

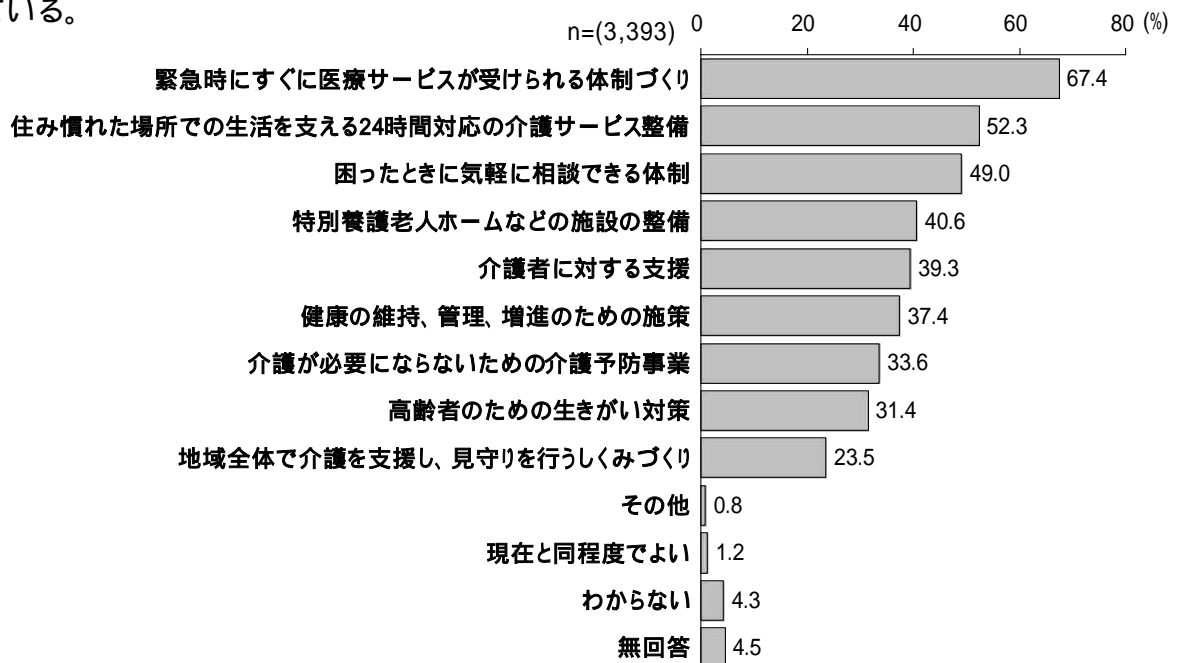
介護サービスと保険料のあり方については、「保険料が多少高くなっても、介護サービスを充実してほしい」の割合が35.0%で最も多くなっている。

年齢別で見ると、どの年齢層とも「保険料が多少高くなっても、介護サービスを充実してほしい」の割合が多くなっている。



### 今後充実すべき高齢者施策(問36)

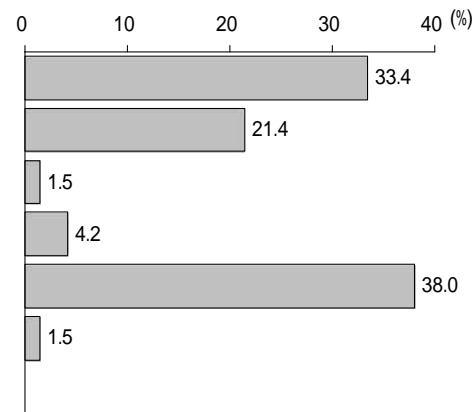
充実すべき高齢者施策は、「緊急時にすぐに医療サービスが受けられる体制づくり」の割合が67.4%で最も多く、以下、「住み慣れた場所での生活を支える24時間対応の介護サービス整備」(52.3%)、「困ったときに気軽に相談できる体制」(49.0%)の順となっている。



「介護保険に関する調査」

世帯の状況(問4)

	基数	構成比
単身(ご本人ひとり暮らし)	936	33.4%
夫婦のみの世帯(夫婦のどちらとも65歳以上)	601	21.4%
夫婦のみの世帯(配偶者が64歳以下)	42	1.5%
世帯員全員が65歳以上の世帯(夫婦のみの世帯は除く)	119	4.2%
その他の世帯(同居世帯)	1,066	38.0%
無回答	42	1.5%
全体	2,806	100.0%

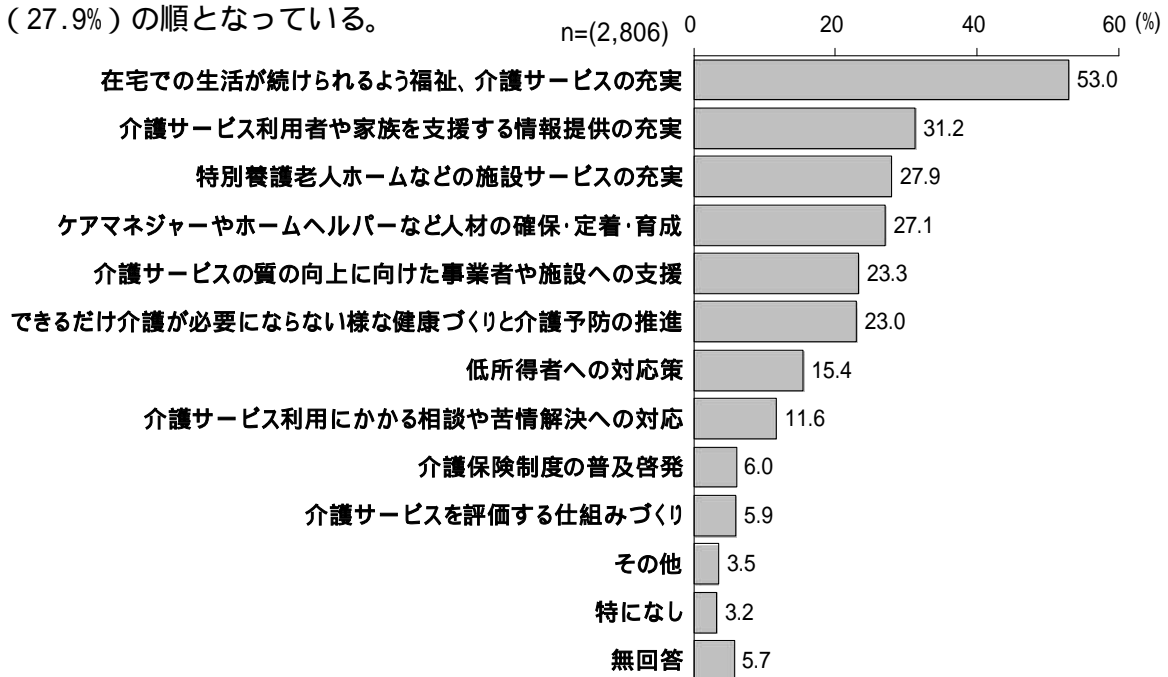


世帯状況は、「その他の世帯(同居世帯)」が38.0%で最も多く、以下、「単身世帯(ひとり暮らし)」(33.4%)、「夫婦のみの世帯(夫婦のどちらとも65歳以上)」(21.4%)の順となっています。

経年比較では、平成19年度調査と比べて単身世帯(ひとり暮らし)の割合が1.9%増えています。性×年齢別では、女性の75～84歳の場合、単身世帯(ひとり暮らし)が41.3%、女性の85歳以上の場合で34.5%となっており、男性の同年代に比べて多くなっています。

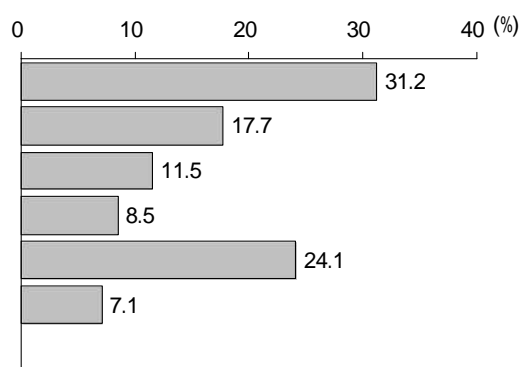
今後区が力を入れていくべきこと(問21)

今後、区が力を入れていくべきと思うものは、「在宅での生活が続けられるよう福祉、介護サービスの充実」の割合が53.0%で最も多く、以下、「介護サービス利用者や家族を支援する情報提供の充実(31.2%)」「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実(27.9%)」の順となっている。



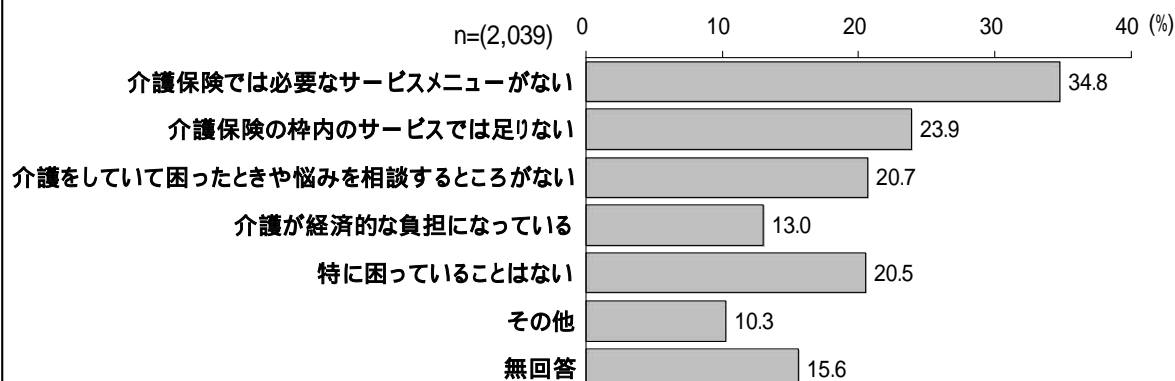
### 主な介護者の年齢(問23)

	基数	構成比
60歳未満	636	31.2%
60～64歳	360	17.7%
65～69歳	235	11.5%
70～74歳	173	8.5%
75歳以上	491	24.1%
無回答	144	7.1%
全体	2,039	100.0%



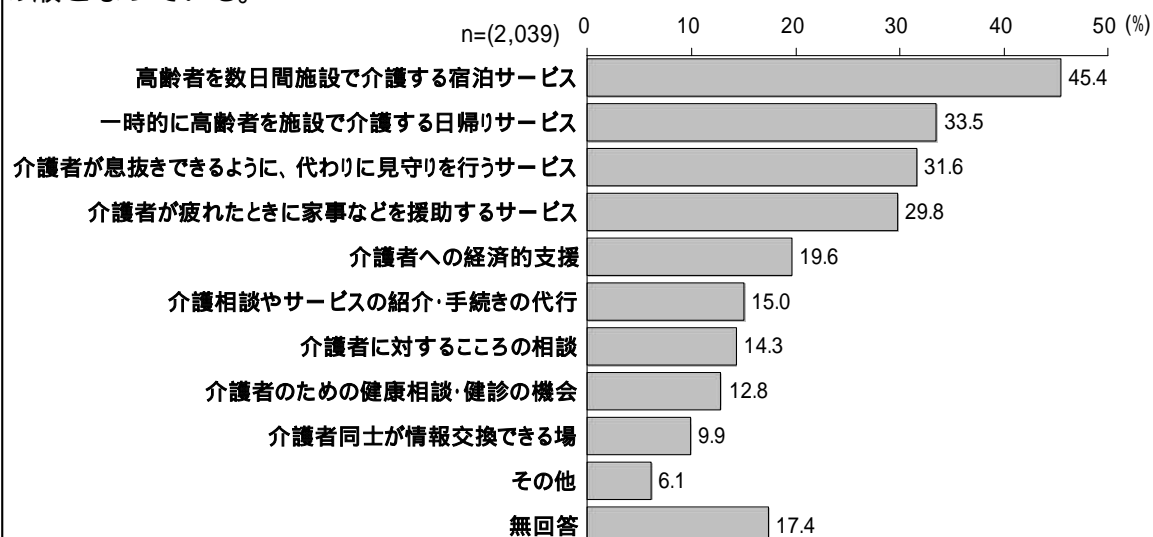
### 介護する上で困っていること(問27)

介護をする上で困っていることは、「介護保険では必要なサービスメニューがない」の割合が34.8%で最も多くなっている。



### 介護者が求めるサービス(問29)

介護者が必要とするサービスは、「高齢者を数日間施設で介護する宿泊サービス」の割合が45.4%で最も多く、以下、「一時的に高齢者を施設で介護する日帰りサービス」(33.5%)、「介護者が息抜きできるように、代わりに見守りを行うサービス」(31.6%)の順となっている。

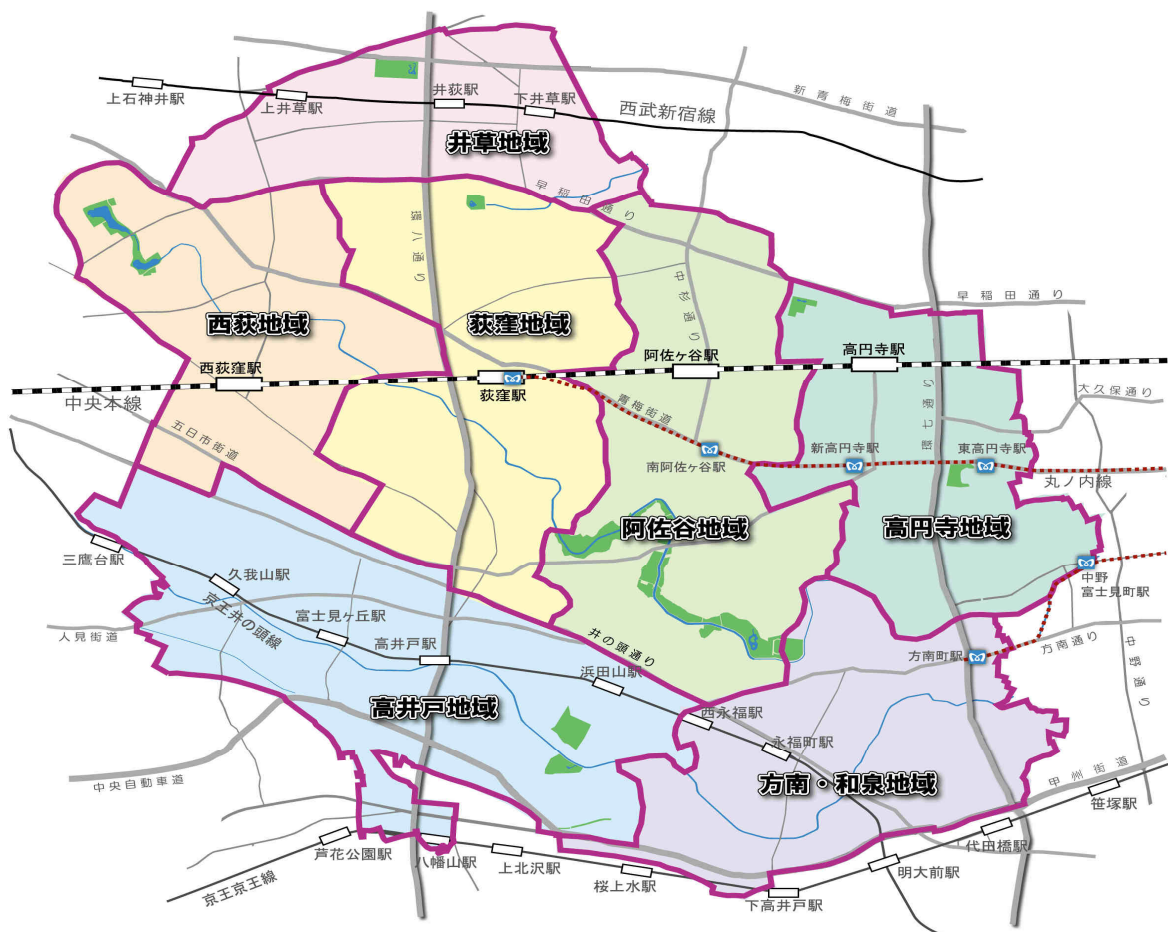


## 2 日常生活圏域について

### (1) 日常生活圏域の名称

- 井草地域：西武新宿線を中軸とする圏域（2地区）
- 西荻地域：中央線西荻窪駅を核とする圏域（3地区）
- 荻窪地域：中央線荻窪駅を核とする圏域（3地区）
- 阿佐谷地域：中央線阿佐ヶ谷駅を核とする圏域（3地区）
- 高円寺地域：中央線高円寺駅を核とする圏域（3地区）
- 高井戸地域：京王井の頭線を中心とする西部圏域（3地区）
- 方南・和泉地域：京王井の頭線を中心とする東部圏域（3地区）

### (2) 日常生活圏域図



( 3 ) 各圏域の現状

高齢者人口と要介護等認定者数

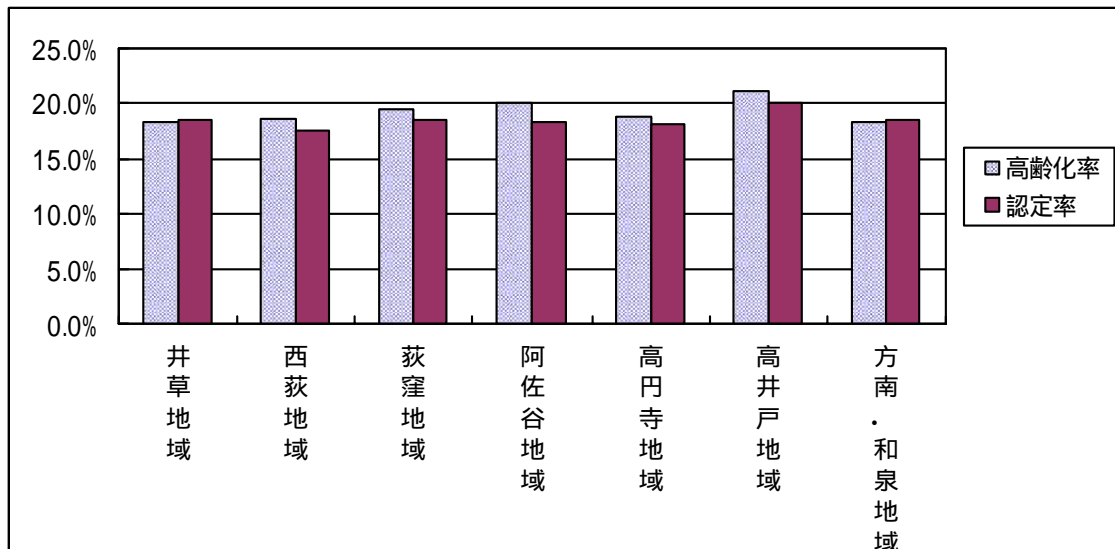
地域名	人口 (人)	高齢者数 (人)	高齢化率	前 期 高齢者数 (人)	後 期 高齢者数 (人)	要介護等 認定者数 (人)	認定率
井草地域	44,092	8,050	18.3%	3,941	4,109	1,493	18.5%
西荻地域	73,287	13,693	18.7%	6,689	7,004	2,414	17.6%
荻窪地域	87,103	17,101	19.6%	8,113	8,988	3,158	18.5%
阿佐谷地域	91,929	18,441	20.1%	9,024	9,417	3,366	18.3%
高円寺地域	84,124	15,912	18.9%	7,941	7,971	2,887	18.1%
高井戸地域	84,838	17,963	21.2%	8,347	9,616	3,586	20.0%
方南・和泉地域	73,102	13,406	18.3%	6,588	6,818	2,474	18.5%
杉並区全体	538,475	104,566	19.4%	50,643	53,923	19,378	18.5%

注 1 各地域とも平成 23 年 1 月 1 日現在の数値です。

注 2 各地域の認定者の合計は、直前の異動情報が反映されていないため、実際の要介護等認定者数と異なります。

注 3 高齢者数及び要介護等認定者数は 65 歳以上の区民の数値です。

地域別高齢化率と認定率



地域別の高齢化率（高齢者数 / 人口）及び要介護等認定者の認定率（認定者数 / 高齢者数）をみると、高井戸地域がともに 20% を超えています。地域内にある大規模な高齢者施設の影響と思われます。

### 地域密着型サービス等の整備状況

地域名	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域包括支 援センター (ケア24)
井草地域		3所(44人)	1所(25人)	3所(54人)	2所
西荻地域		4所(43人)		4所(81人)	3所
荻窪地域	1所	3所(34人)		1所(9人)	3所
阿佐谷地域		2所(36人)			3所
高円寺地域	1所	3所(31人)		2所(27人)	3所
高井戸地域		2所(36人)		2所(25人)	3所
方南・和泉地域		2所(24人)	1所(25人)	3所(45人)	3所
計	2所	19所(248人)	2所(50人)	15所(241人)	20所

注 数値は平成24年3月見込

### 3 今後の施設等の整備について

「高齢者の介護基盤整備に関する安全・安心プラン」の整備状況や今後の需要等を踏まえ、計画的に施設等の整備を進めます。

#### (1) 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、介護サービスを受ける必要度の高い申込者が優先的に入所できるよう「介護の必要程度（要介護度、認知症の有無等）」、「介護の提供や困難度（介護者の有無、住宅の状況等）」等の基準により優先度の高い順にA～Cランクに区分けをしています。

#### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所申込者の状況

申込者の分類	A	B	C	計
在宅の方(人)	415人	373人	151人	939人
在宅でない方(人) (病院、介護老人保健施設、 有料老人ホーム等に入所)	626人	292人	58人	976人
合計	1,041人	665人	209人	1,915人

注 人数は平成23年12月末現在



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、入所申込者の中でも特に入所必要度の高い申込者（以下「早期入所待機者」）の定員数を確保し、早期入所待機者の待機期間短縮を目標として、公有地の活用等により計画的に進めます。

早期入所待機者は、優先度 A ランクの中でも「在宅で直ちに入所を希望している方」「入院中でも退院後、早期に入所を必要とする方」等です。これまでの実績を踏まえ、早期入所待機者数は、優先度 A ランクの約 30%（300 人）と想定しています。

介護療養型医療施設は平成 29 年度に廃止が予定されており、介護老人保健施設については、病院から家庭への復帰を支援する施設として計画的に整備を進めていきます。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設の整備 現況定員 1,307 人		170 人	130 人
介護老人保健施設の整備 現況定員 318 人			100 人

注 現況定員は平成 24 年 3 月見込み

## （２）地域密着型サービス

認知症高齢者は、高齢者人口の増加に伴い今後も増加することが想定されており、認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）への入居申し込み者の増加が見込まれています。また、小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、訪問や宿泊を組み合わせ一体的にサービスを受けられる在宅生活の継続を支援するために必要な施設です。これらのサービスは民間事業者による整備計画の支援や公有地等を活用するなど地域バランスを考慮しながら計画的に整備を進めていきます。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型共同生活介護 （認知症対応型グループホーム） 現況定員 241 人	36 人	36 人	36 人
小規模多機能型居宅介護 現況登録定員 50 人		25 人	25 人

注 現況定員は平成 24 年 3 月見込み

## 【参考】

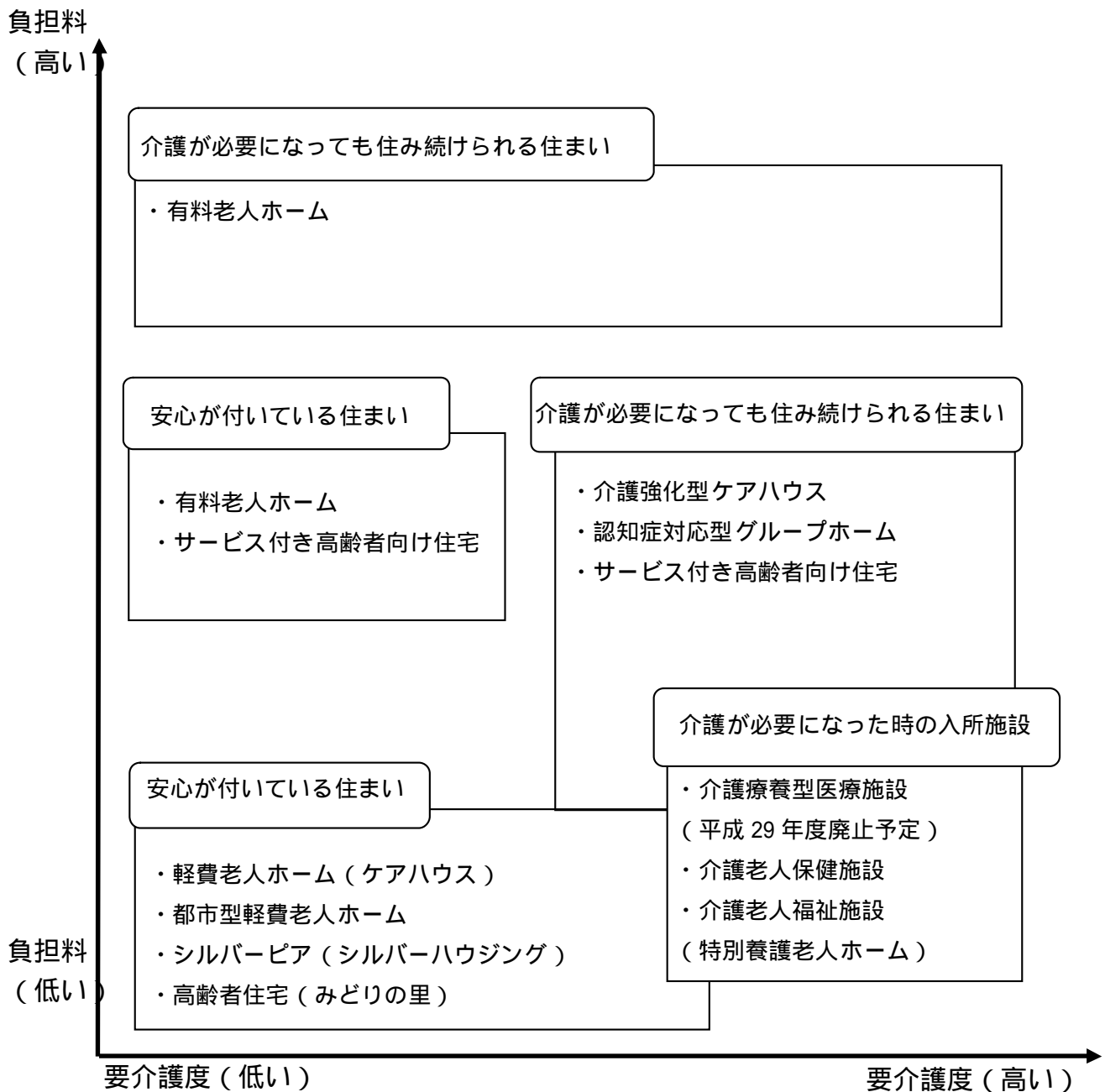
### 高齢者の介護基盤整備に関する安全・安心プラン

在宅での介護が困難な方の需要に応えるため、平成 25 年度までの特別養護老人ホームの年次整備計画を定めるとともに、グループホームやショートステイ、ケア付き住宅等の整備に当たって今後取り組むべき新たな方策を提起することを目的として平成 21 年 7 月に策定した杉並区の介護施設整備計画（平成 22 年度～25 年度）です。



#### 4 高齢者向け住まい・施設の概要

下図は、身体状況、費用負担の視点から、高齢者向けの住まいや施設について位置づけをした図です。なお、下図はイメージ図であり、住まい等によっては、位置づけより負担料が低い場合や、重度化にも対応している場合があるなど個別に見れば必ずしも厳密に当てはまらない場合があります。



住まいの名称	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要な人に対し、生活全般にわたって介護サービスが提供される施設。個室、多床室などで費用が異なります。
介護老人保健施設	病院と自宅の中間施設で、病院で入院治療する必要はないが自宅での療養が困難な方が、介護・看護・リハビリサービスを受けられる施設。
介護療養型医療施設	長期の療養が必要な場合、介護も含めてサービスが受けられる施設。平成29年度で廃止の予定。
認知症対応型共同生活介護 (認知症対応型グループホーム)	軽度～中度の認知症で要支援2以上の方が対象。少人数(5人から9人)で一人ひとりの能力をいかながら家庭的な共同生活を送ることができる住まい。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	自宅で生活することが困難な方が、本人の収入に応じた費用で食事、入浴等の基本的な生活支援サービスを受けながら安心して生活できる住まい。
介護強化型ケアハウス	ケアハウスとしての性格と、介護保険の適用を受ける特定施設入居者生活介護施設の性格を持ち、杉並区独自に手厚い介護サービスの体制を付加した住まい。
有料老人ホーム	民間が主体となって設置・運営する施設で、食事や日常生活上の必要なサービスが提供されます。 (介護付有料老人ホーム) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、介護サービスは直接施設が提供します。 (住宅型有料老人ホーム) 介護が必要となった場合には、訪問介護等の外部の在宅サービスを利用します。
高齢者住宅 (みどりの里)	高齢者住宅「みどりの里」は、高齢者が住みなれた地域で、安心して自立した生活がおくれるように、生活協力員の設置や、設備の面でさまざまな配慮がされている住宅
シルバーピア (シルバーハウジング)	バリアフリー化され緊急時対応等のサービスのついた公営住宅。収入に応じた家賃。介護は外部の介護サービスを利用
都市型軽費老人ホーム	自宅で生活することが困難な方が、低額な費用で食事、入浴等の基本的な生活支援サービスを受けながら安心して生活できる住まい。
サービス付き高齢者向け住宅	加齢による身体機能の低下に配慮した住宅で、相談、見守り機能のほか介護サービス等を選択することができます。

## 5 保険料額・保険料率の第4期計画との比較

第5期			第4期	
保険料段階 保険料率	対 象 者	保険料月額 (保険料年額)	保険料段階 保険料率	保険料月額 (保険料年額)
第1段階 0.44	世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者の方	2,300円 (27,600円)	第1段階 0.40	1,600円 (19,200円)
第2段階 0.44	世帯全員が区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	2,300円 (27,600円)	第2段階 0.50	2,000円 (24,000円)
第3段階 0.65	世帯全員が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	3,400円 (40,800円)	第3段階 0.75	3,000円 (36,000円)
第4段階 0.79	世帯全員が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	4,100円 (49,200円)		
第5段階 0.85	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	4,400円 (52,800円)	第4段階 0.83	3,320円 (39,840円)
第6段階 1.00	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	5,200円 (62,400円)	第5段階 1.00	4,000円 (48,000円)
第7段階 1.07	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円未満)	5,550円 (66,600円)	第6段階 1.08	4,320円 (51,840円)
第8段階 1.20	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	6,250円 (75,000円)	第7段階 1.25	5,000円 (60,000円)
第9段階 1.40	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	7,300円 (87,600円)	第8段階 1.50	6,000円 (72,000円)
第10段階 1.60	本人が区民税課税の方 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	8,300円 (99,600円)	第9段階 1.57	6,280円 (75,360円)
第11段階 1.81	本人が区民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	9,400円 (112,800円)	第10段階 1.75	7,000円 (84,000円)
第12段階 2.00	本人が区民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1,000万円未満)	10,400円 (124,800円)		
第13段階 2.20	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満)	11,450円 (137,400円)	第11段階 1.83	7,320円 (87,840円)
第14段階 2.40	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1,500万円以上)	12,500円 (150,000円)		

第5期の保険料率は、小数点第3位で四捨五入しています。

第5期杉並区介護保険事業計画  
(平成24年度～26年度)

登録印刷物番号

23 - 0116

平成24年3月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部高齢者施策課

〒166 - 8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

電話(03)3312 - 2111(代表)

杉並区のホームページでご覧になれます。<http://www.city.suginami.tokyo.jp>